

令和 7 年 度

公共用水域及び地下水の水質の測定
に関する計画

鹿児島県

目 次

I 令和7年度公共用水域水質測定計画

1	目的	1
2	測定機関	
3	測定計画の内容	
(1)	対象水域	
ア	河川	
イ	湖沼	
ウ	海域	
(2)	測定項目	2
ア	河川	
イ	湖沼	
ウ	海域	
(3)	測定回数	3
(4)	測定地点及び延項目数	4
ア	測定地点	
イ	延項目数	
(5)	測定期間	5
(6)	測定方法	
(7)	測定結果の報告等	
(8)	その他	
	令和7年度測定計画	
	河川	6
	湖沼	1 2
	海域	1 4
	採水・分析項目数集計表	2 0
	鹿児島県内の調査地点地図	2 2
	人の健康の保護に関する環境基準	3 9
	生活環境の保全に関する環境基準	4 0
	県内公共用水域に係る環境基準の類型指定状況	4 7

II 令和7年度地下水の水質測定計画

1	目的	5 7
2	測定機関	
3	測定計画内容	
(1)	調査対象市町村名	
(2)	調査の種類	
(3)	測定項目	
(4)	測定回数	5 8
(5)	測定地点及び延項目数	
(6)	測定期間	
(7)	測定方法	
(8)	緊急時対応	
	令和7年度測定計画	5 9
	地下水の水質汚濁に係る環境基準について	6 1

I 令和7年度公共用水域水質測定計画

1 目 的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定に基づき、国及び地方公共団体が行う公共用水域の水質汚濁の状況の監視測定を総合的に行うために作成するものである。

2 測定機関

鹿児島県

国土交通省九州地方整備局

（川内川河川事務所、大隅河川国道事務所，鶴田ダム管理所）

鹿児島市

鹿屋市

3 測定計画の内容

(1) 対象水域

ア 河 川

米之津川，高尾野川，野田川，折口川，高松川，川内川，羽月川，五反田川，八房川，大里川，江口川，神之川，万之瀬川，加世田川，花渡川，加治佐川，和田川，木之下川，永田川（鹿児島市），脇田川，新川（鹿児島市），甲突川，稲荷川，思川，別府川，網掛川，天降川，中津川，検校川，本城川，高須川，神ノ川，雄川，肝属川，串良川，下谷川，始良川，高山川，大始良川，田原川，菱田川，安楽川，前川，大淀川，横市川，溝之口川，宮之浦川，永田川（屋久島町），安房川，栗生川，甲女川，大瀬川

〔新川（奄美市），屋仁川，浦上川，有屋川，亀徳川〕

〔計 52 河川 〕

イ 湖 沼

池田湖，鰻池，高隈ダム貯水池，鶴田ダム貯水池

〔大川ダム貯水池，神嶺ダム貯水池〕

〔計 4 湖沼 〕

ウ 海 域

八代海南部海域，薩摩半島西部海域，薩摩半島南部海域，鹿児島湾，大隅半島東部海域，西之表港海域，名瀬港海域，奄美大島本島海域

〔計 8 海域 〕

注1) 部分の水域は類型指定済

注2) [] 内の水域は、ローリング調査の対象であるため、今年度調査を実施しない水域

(2) 測定項目

ア 河川

(ア) 生活環境項目（8項目）

pH、DO、BOD、SS、大腸菌数、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS

(イ) 健康項目（26項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(ウ) 要監視項目（28項目）

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、4-t-オクチルフェノール、アニリン、PFOS及びPFOA

(エ) その他の項目（20項目）

COD、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、塩化物イオン、電気伝導度、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、有機態窒素、燐酸態燐、クロロフィルa、TOC（全有機炭素量）、濁度、糞便性大腸菌群数、トリハロメタン生成能、2-MIB、ジオスミン、総窒素、シリカ

イ 湖沼

(ア) 生活環境項目（10項目）

pH、DO、COD、SS、大腸菌数、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS

(イ) 健康項目（27項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(ウ) その他の項目 (14 項目)

BOD、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、磷酸態リン、クロロフィル (a、b、c、T-)、TOC、濁度、糞便性大腸菌群数、トリハロメタン生成能、フェオフィチン

ウ 海域

(ア) 生活環境項目 (10 項目)

pH、DO、COD、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS

(イ) 健康項目 (23 項目)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、ジクロロクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン

(ウ) その他の項目 (10 項目)

SS、塩化物イオン、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、磷酸態リン、クロロフィル (a、b、c、T-)

(3) 測定回数

測定は、測定地点ごとの利水状況や過去の検出状況に応じた回数を実施。

ア 生活環境項目

原則として、年1回から12回の測定を実施する。

イ 健康項目

原則として、年1回から12回の測定を実施する。

ウ 要監視項目

原則として、年1回の測定を実施する。

エ その他の項目

原則として、年1回から12回の測定を実施する。

(4) 測定地点及び延項目数

ア 測定地点

測定機関	測定地点数	測定地点		
		環境基準点	監視点	調査点
鹿児島県	137 (135)	104 (104)	20 (20)	13 (11)
国土交通省 九州地方整備局	17 (17)	8 (8)	5 (5)	4 (4)
鹿児島市	15 (15)	9 (9)	6 (6)	0 (0)
鹿屋市	12 (12)	0 (0)	0 (0)	12 (12)
合 計	181 (179)	121 (121)	31 (31)	29 (27)

() 書きは令和6年度

環境基準点：類型指定された水域を代表する地点として、環境基準達成状況の評価を行う地点。

監視点：環境基準点を補完するために調査を行う地点。

調査点：地域の水質概況や汚濁源の影響把握などのために、一定期間設ける地点。

イ 延項目数

測定機関	延項目数	項 目 数			
		生活環境項目	健康項目	要監視項目	その他の項目
鹿児島県	7,311 (7,231)	4,299 (4,289)	508 (456)	18 (0)	2,486 (2,486)
国土交通省 九州地方整備局	2,347 (2,340)	1,124 (1,130)	138 (138)	17 (16)	1,068 (1,056)
鹿児島市	2,898 (2,914)	990 (990)	738 (738)	540 (540)	630 (646)
鹿屋市	1,080 (1,440)	540 (720)	108 (144)	0 (0)	432 (576)
合 計	13,636 (13,925)	6,953 (7,129)	1,492 (1,476)	575 (556)	4,616 (4,764)

() 書きは令和6年度

(5) 測定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(6) 測定方法

水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定められている項目にあつては、これに掲げられている測定方法により、その他の項目にあつては、昭和49年9月30日環境庁告示第64号に掲げる方法、日本産業規格「工場排水試験方法」（JIS K0102）に掲げる方法等による。

(7) 測定結果の報告等

この計画に基づく測定機関は、水質汚濁防止法第16条第4項の規定に基づき、次のとおり、鹿児島県知事に報告を行う。

ア 報告等：四半期分ごとに報告

第1四半期（4月～6月分）・・・令和7年 8月頃

第2四半期（7月～9月分）・・・令和7年11月頃

第3四半期（10月～12月分）・・・令和8年 2月頃

第4四半期（1月～3月分）・・・令和8年 4月上旬頃

イ ただし、健康項目について、環境基準値を超える数値を検出した場合は、速やかに鹿児島県知事に連絡するものとする。

(8) その他

この計画に定めのない事項については、その都度、鹿児島県知事と各測定機関が協議の上、定めるものとする。

令和7年度測定計画

水 域	測定地点名 (○は基準点)	採水月数／年		採水回数	延採水回数(検体数)	総項目数	生活環境項目										健康項目										要監視項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		月数	年	回数	／	(検体数)	項目数	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目

令和7年度測定計画

[illegible]

令和7年度測定計画

[illegible]

令和7年度測定計画

[illegible]

令和7年度測定計画

[illegible]

令和7年度測定計画

水 域	測定地点名 (○は基準点)	要 監 視 項 目										そ の 他 の 項 目																	調 査 機 関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		イソキサチオン	ダイアジノン	フェントロチオン	イソプロチオン	クロタロニル	クロピザミド	E P ボス	ジクロルボス	フエノカルブ	イブレンホス	クロニトロフエン	トリフルエン	キシルレシ	ジエタヘキシル	アタリノチル	エピクロピドリ	全マカ	ウラノキチル	アタリノチル	アフエ4エ2・F O S	P F O S	B C O	S	n i e カサ抽出物質	全燐	全イオ	塩化物イオ		電気伝導度	アンモニウム態窒素	硝酸態窒素	亜硝酸態窒素	有機態窒素	燐	クロロフイルル a b c	クロロフイルル	T i クロロフイルル	T O クロロフイルル	M B A S	濁度	糞便性大腸菌群数	トリハロメタン生成能	2 i M i B	ジオスミ	フエオ	総室	シン	P P																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(湖 沼)	池 田 湖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							</

令和7年度測定計画

水 域	測定地点名 (○は基準点)	採水月数／年	採水回数／日	延採回数(検体数)	総項目数	各項目数				生活環境項目				健康項目										要監視項目									
						生活環境項目	健康項目	要監視項目	その他の項目	p	D	B	C	S	大腸菌数	nへキサン抽出物質	全素燐	全亜鉛	全シアン	底層D	L	ノニル	全素燐	全亜鉛	全シアン	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	Pクロメタン	ジクロロ炭素	四塩化炭素	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60・61・62・63・64・65・66・67・68・69・70・71・72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87・88・89・90・91・92・93・94・95・96・97・98・99・100・101・102・103・104・105・106・107・108・109・110・111・112・113・114・115・116・117・118・119・120・121・122・123・124・125・126・127・128・129・130・131・132・133・134・135・136・137・138・139・140・141・142・143・144・145・146・147・148・149・150・151・152・153・154・155・156・157・158・159・160・161・162・163・164・165・166・167・168・169・170・171・172・173・174・175・176・177・178・179・180・181・182・183・184・185・186・187・188・189・190・191・192・193・194・195・196・197・198・199・200・201・202・203・204・205・206・207・208・209・210・211・212・213・214・215・216・217・218・219・220・221・222・223・224・225・226・227・228・229・230・231・232・233・234・235・236・237・238・239・240・241・242・243・244・245・246・247・248・249・250・251・252・253・254・255・256・257・258・259・260・261・262・263・264・265・266・267・268・269・270・271・272・273・274・275・276・277・278・279・280・281・282・283・284・285・286・287・288・289・290・291・292・293・294・295・296・297・298・299・300・301・302・303・304・305・306・307・308・309・310・311・312・313・314・315・316・317・318・319・320・321・322・323・324・325・326・327・328・329・330・331・332・333・334・335・336・337・338・339・340・341・342・343・344・345・346・347・348・349・350・351・352・353・354・355・356・357・358・359・360・361・362・363・364・365・366・367・368・369・370・371・372・373・374・375・376・377・378・379・380・381・382・383・384・385・386・387・388・389・390・391・392・393・394・395・396・397・398・399・400・401・402・403・404・405・406・407・408・409・410・411・412・413・414・415・416・417・418・419・420・421・422・423・424・425・426・427・428・429・430・431・432・433・434・435・436・437・438・439・440・441・442・443・444・445・446・447・448・449・450・451・452・453・454・455・456・457・458・459・460・461・462・463・464・465・466・467・468・469・470・471・472・473・474・475・476・477・478・479・480・481・482・483・484・485・486・487・488・489・490・491・492・493・494・495・496・497・498・499・500・501・502・503・504・505・506・507・508・509・510・511・512・513・514・515・516・517・518・519・520・521・522・523・524・525・526・527・528・529・530・531・532・533・534・535・536・537・538・539・540・541・542・543・544・545・546・547・548・549・550・551・552・553・554・555・556・557・558・559・560・561・562・563・564・565・566・567・568・569・570・571・572・573・574・575・576・577・578・579・580・581・582・583・584・585・586・587・588・589・590・591・592・593・594・595・596・597・598・599・600・601・602・603・604・605・606・607・608・609・610・611・612・613・614・615・616・617・618・619・620・621・622・623・624・625・626・627・628・629・630・631・632・633・634・635・636・637・638・639・640・641・642・643・644・645・646・647・648・649・650・651・652・653・654・655・656・657・658・659・660・661・662・663・664・665・666・667・668・669・670・671・672・673・674・675・676・677・678・679・680・681・682・683・684・685・686・687・688・689・690・691・692・693・694・695・696・697・698・699・700・701・702・703・704・705・706・707・708・709・710・711・712・713・714・715・716・717・718・719・720・721・722・723・724・725・726・727・728・729・730・731・732・733・734・735・736・737・738・739・740・741・742・743・744・745・746・747・748・749・750・751・752・753・754・755・756・757・758・759・760・761・762・763・764・765・766・767・768・769・770・771・772・773・774・775・776・777・778・779・780・781・782・783・784・785・786・787・788・789・790・791・792・793・794・795・796・797・798・799・800・801・802・803・804・805・806・807・808・809・810・811・812・813・814・815・816・817・818・819・820・821・822・823・824・825・826・827・828・829・830・831・832・833・834・835・836・837・838・839・840・841・842・843・844・845・846・847・848・849・850・851・852・853・854・855・856・857・858・859・860・861・862・863・864・865・866・867・868・869・870・871・872・873・874・875・876・877・878・879・880・881・882・883・884・885・886・887・888・889・890・891・892・893・894・895・896・897・898・899・900・901・902・903・904・905・906・907・908・909・910・911・912・913・914・915・916・917・918・919・920・921・922・923・924・925・926・927・928・929・930・931・932・933・934・935・936・937・938・939・940・941・942・943・944・945・946・947・948・949・950・951・952・953・954・955・956・957・958・959・96

令和7年度測定計画

水 域	測定地点名 (○は基準点)	要 監 視 項 目														そ の 他 の 項 目														調 査 機 関			
		イソプロパノール	ダイオキシン類	フエノキサントン	クロロベンゼン	イソプロパノール	クロロベンゼン	エチルベンゼン	フルオロベンゼン	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー
(海 域)	八代海南部 (1)	○ 基準点 1																															
	(2)	○ 2																															
	(3)	○ 3																															
	○ 4																																
	○ 5																																
	○ 6																																
	○ 7																																
	監視点イ																																
	ロ																																
	ハ																																
薩摩半島西部 (1)	○ 基準点 1																																
	○ 2																																
	(2)	○ 基準点 1																															
	(3)	○ 基準点 1																															
	○ 2																																
	○ 3																																
	○ 4																																
	監視点イ																																
	ロ																																
	ハ																																
(4)	○ 基準点 1																																
	(5)	○ 基準点 1																															
	監視点イ																																
	ロ																																
	ハ																																
	○ 基準点 1																																
	○ 2																																
	○ 3																																
	○ 4																																
	監視点イ																																
薩摩半島南部	○ 基準点 1																																
	○ 2																																
	○ 3																																
	監視点イ																																
	ロ																																
	ハ																																
	○ 基準点 1																																
	○ 2																																
	○ 3																																
	監視点イ																																

令和7年度測定計画

[illegible]

令和7年度測定計画

[illegible]

令和7年度測定計画

[illegible]

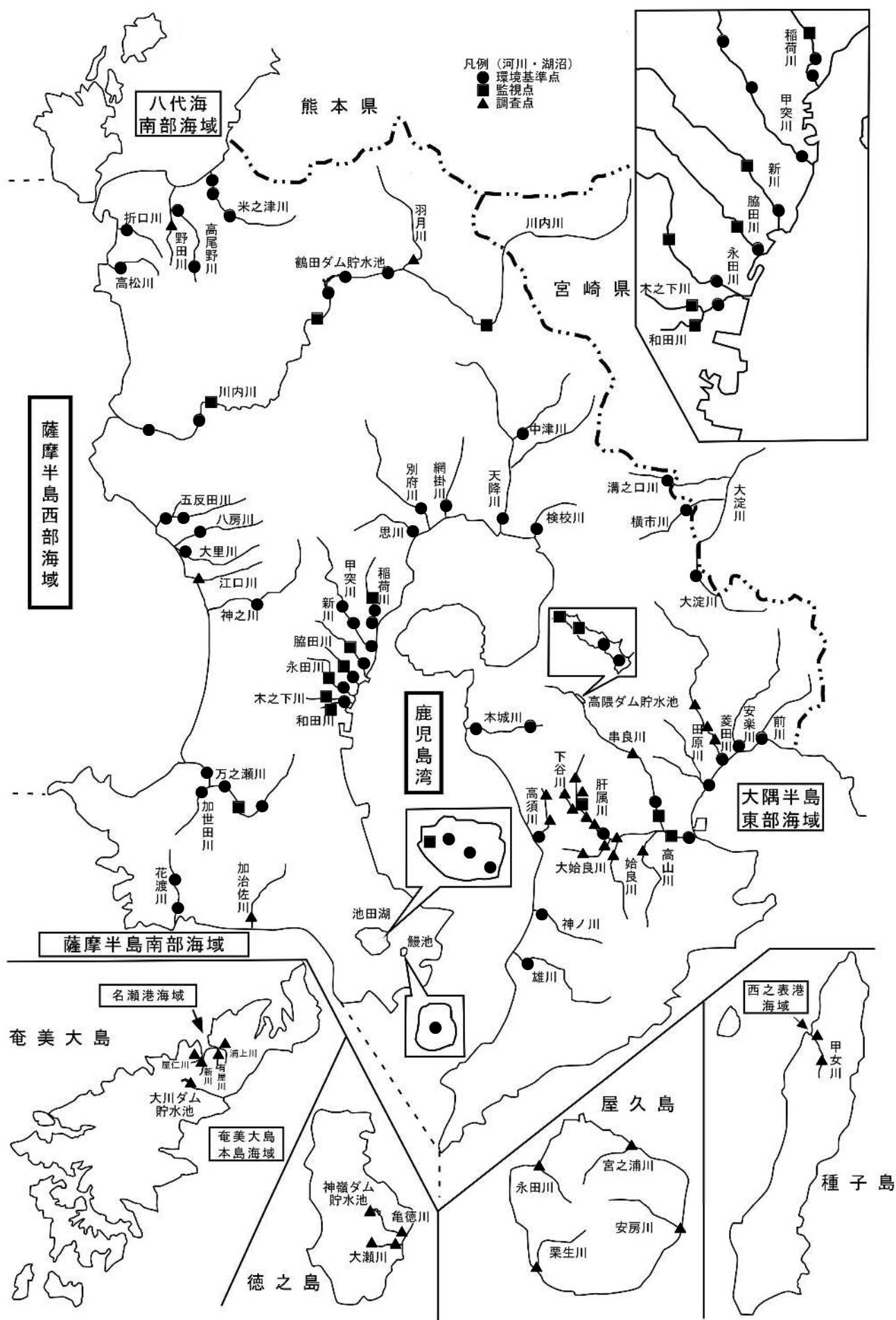
令和7年度測定計画

[illegible]

[illegible]

令和7年度 採水・分析項目数集計表

調査機関	区分	要 監 視 項 目												そ の 他 の 項 目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		イ ソ ン キ	ダ イ ア	フ エ ニ ト ロ チ オ ン	イ ソ ブ ロ チ オ ン	オ キ タ ロ ニ 銅	ク ロ ロ ビ ザ ミ ド	ブ ロ ル ポ ス	フ エ ノ ブ カ ル ブ	イ ブ ロ ベ ン ホ ス	ク ロ ロ ニ ト ロ フ エ ン	ト ル エ ン	キ レ シ ン	エ レ シ ン	ア ン チ モ ン	塩 化 ビ ル モ ノ マ ー	エ ビ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	全 マ ン ガ ン	ウ エ ラ ン ル	フ 4 エ t リ ン	ア ニ ノ ク ロ ル	フ 2 P F ・ エ 4 S I 及 び P F O A	B O D	C O D	S D S	n i e x t r a c t i o n	全 室 素	全 物 質	塩 化 物 イ オ ン	電 気 伝 導 度	ア ン モ ニ ア 能 室 素	硝 酸 能 室 素	重 硝 酸 能 室 素	有 機 態 室 素	燐 酸 態 室 素	燐 酸 態 室 素	ク ロ ロ フ イ ル a	ク ロ ロ フ イ ル b	ク ロ ロ フ イ ル c	T i n k c h n i c a l	T O C	M B A S	濁 度	糞 便 性 大 腸 菌 群 数	トリハロメタン生成能	2 l M I B	ジ オ ス ミ ン	フ エ オ フ イ チ ン	総 大 腸 菌 素 数	シ リ 菌 カ	シ リ 菌 カ	P F O S A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
県	河川																					18	86				6	38	38	8		14	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																



図一 1 鹿児島県内の調査河川・湖沼・海域

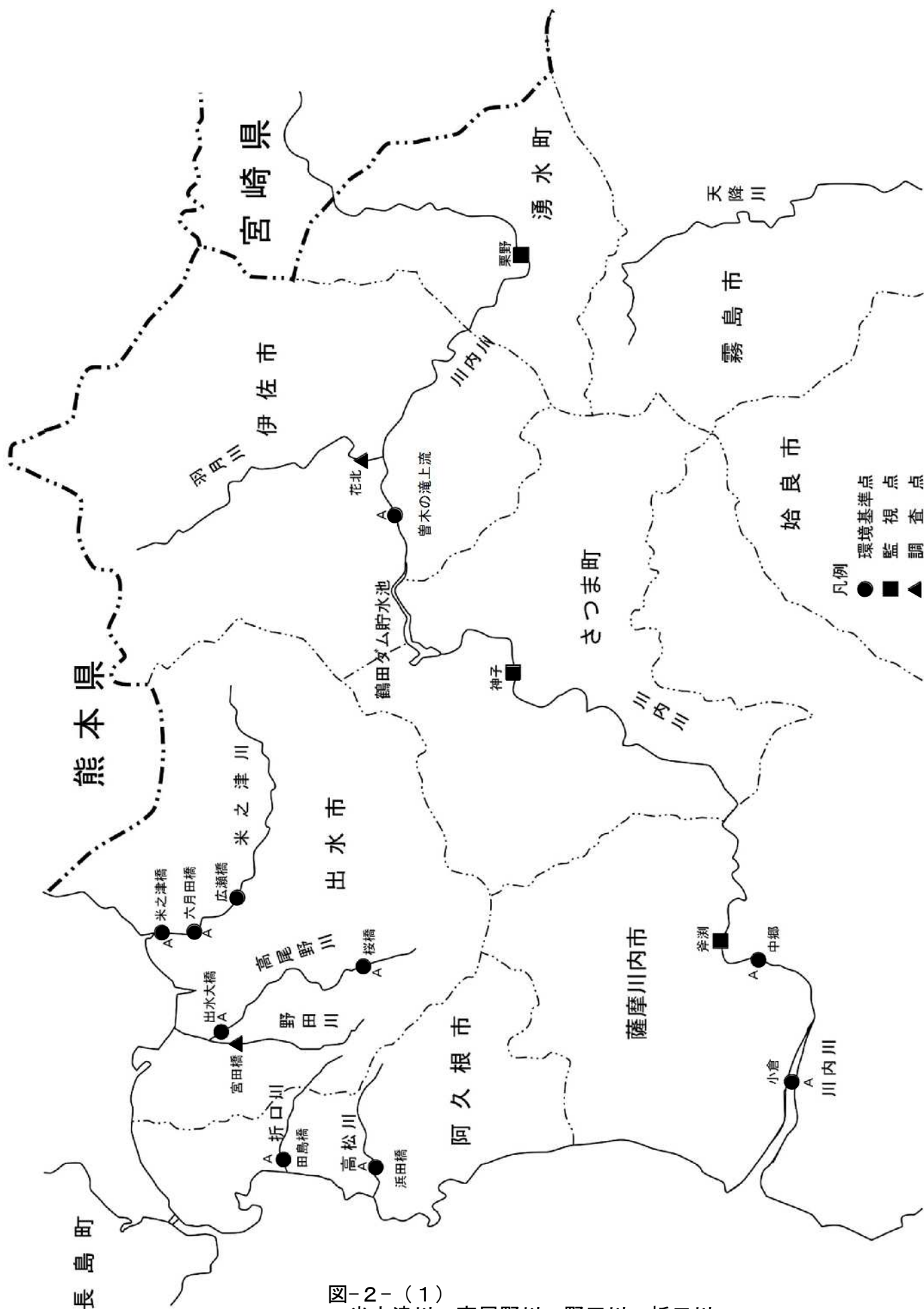


図-2-(1)
米之津川・高尾野川・野田川・折口川
高松川・川内川・羽月川



図-2-(2) 五反田川・八房川・大里川
江口川・神ノ川

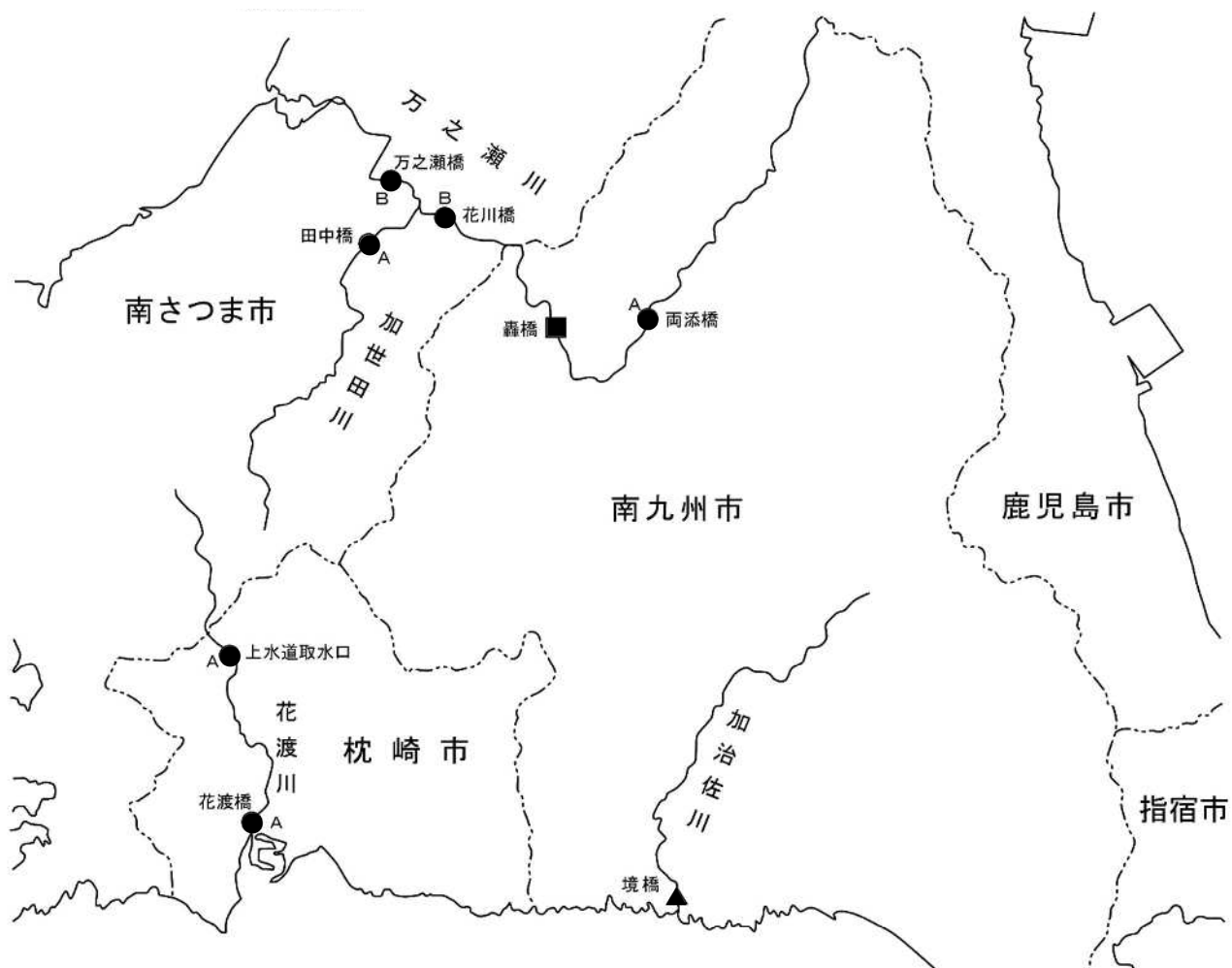


図-2-(3) 万之瀬川・加世田川・花渡川
加治佐川



図-2-(4) 稲荷川・甲突川・新川・脇田川
永田川・和田川・木之下川

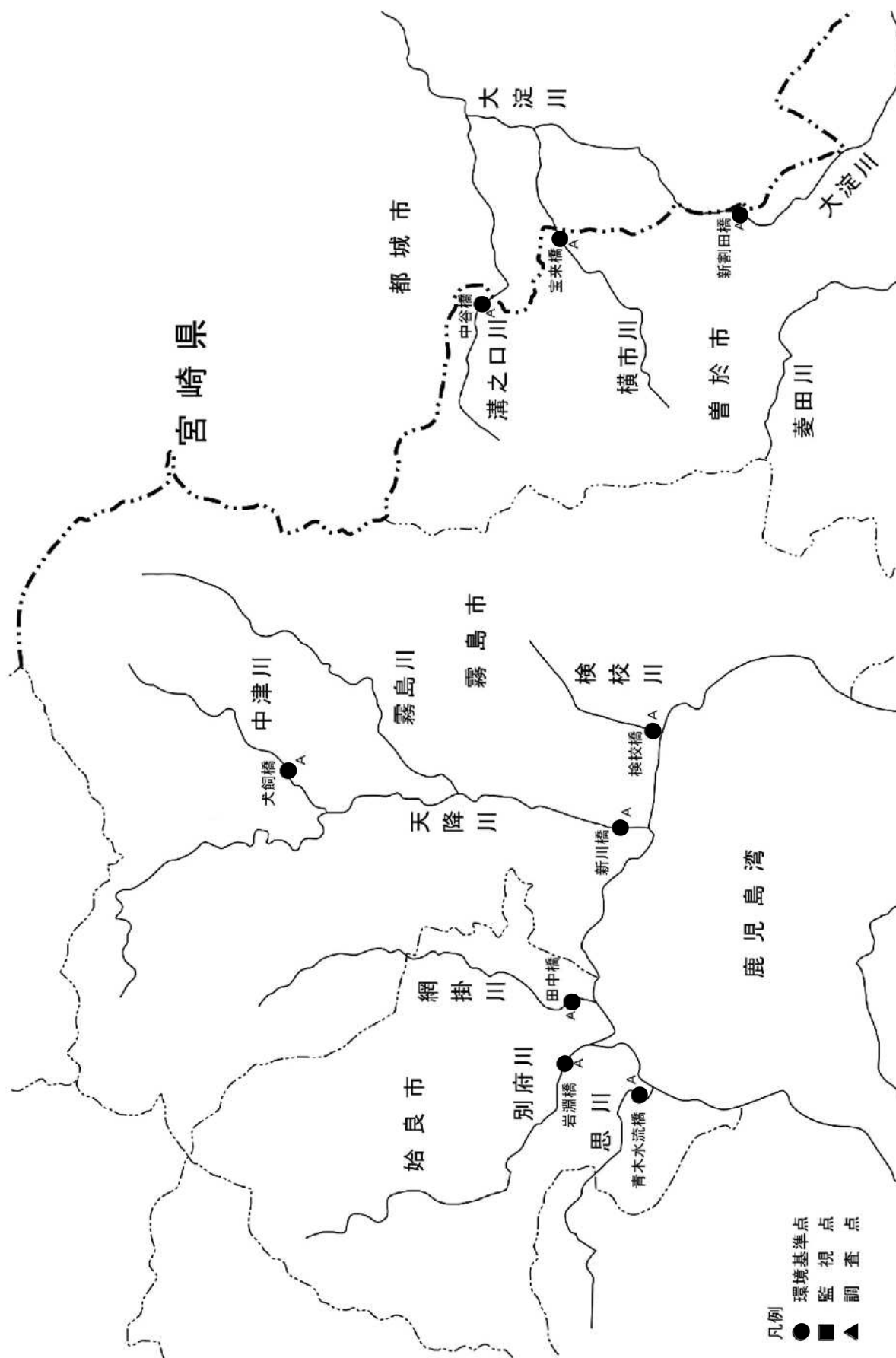


図-2-(5)
 思川・別府川・網掛川・天降川・中津川
 霧島川・検校川・大淀川・溝之口川・横市川

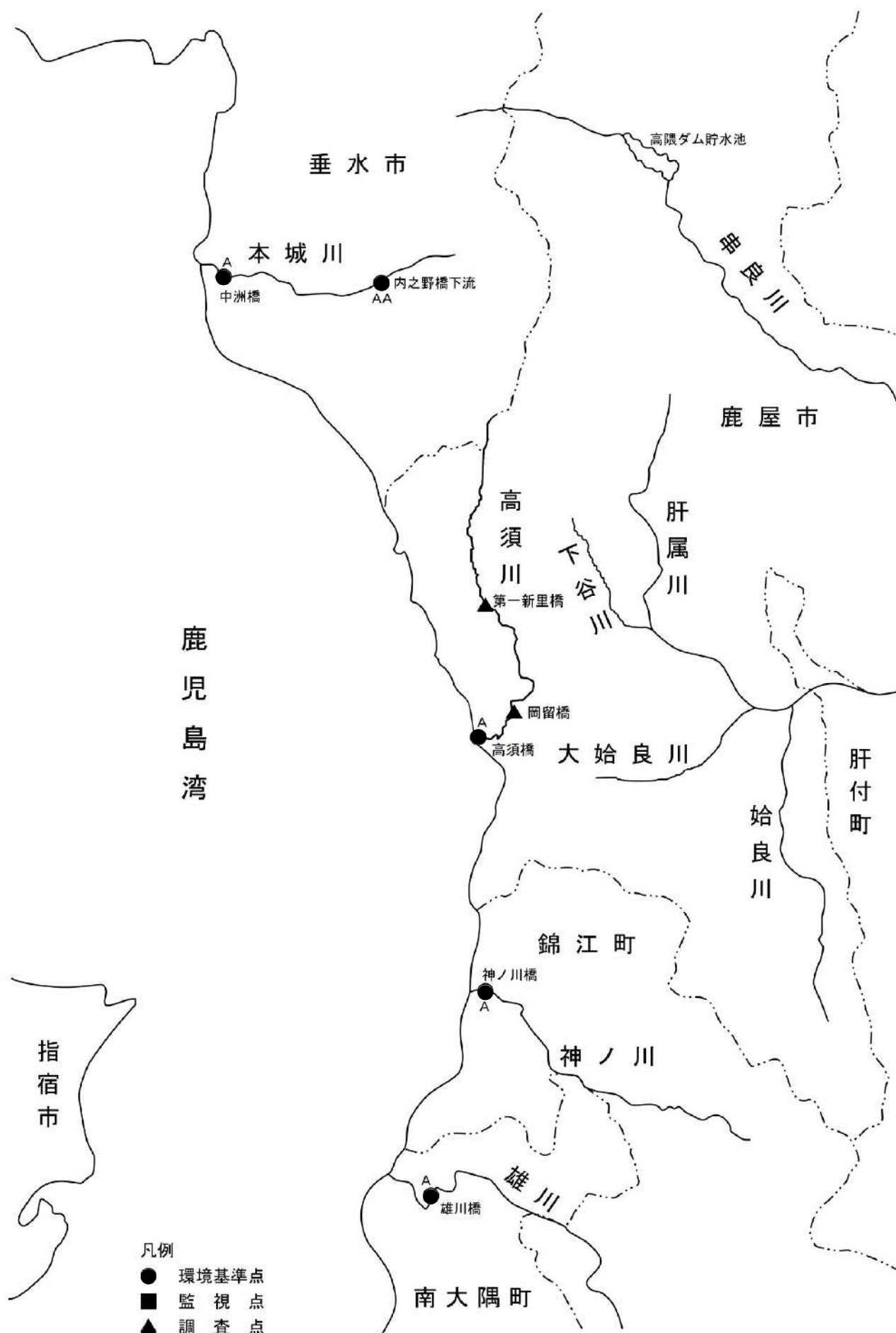


図-2-(6) 本城川・高須川・神ノ川・雄川

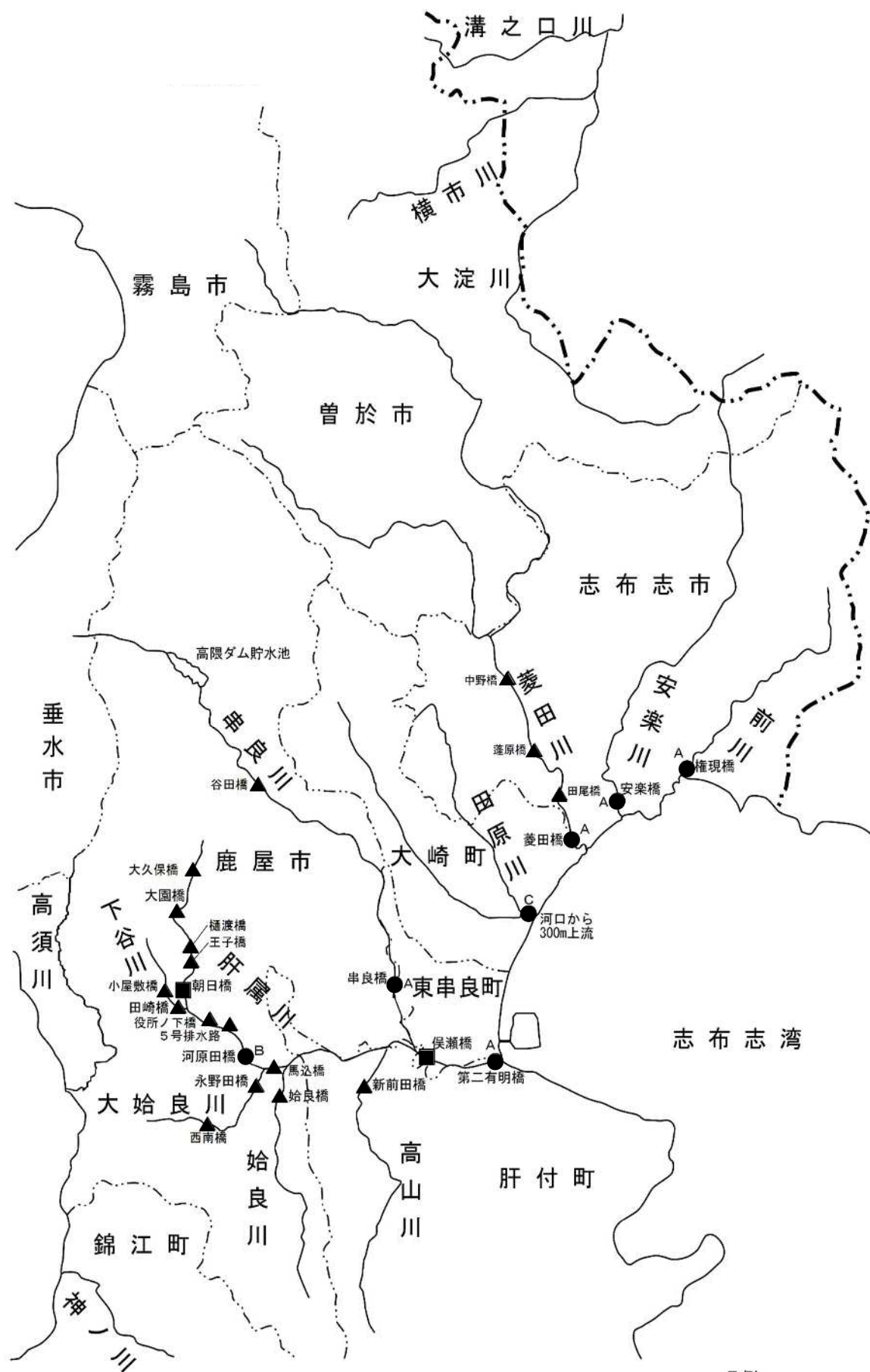


図-2-(7)

前川・安楽川・菱田川
田原川・串良川・肝属川
下谷川・始良川・高山川
大始良川

凡例

- 環境基準点
- 監視点
- ▲ 調査点

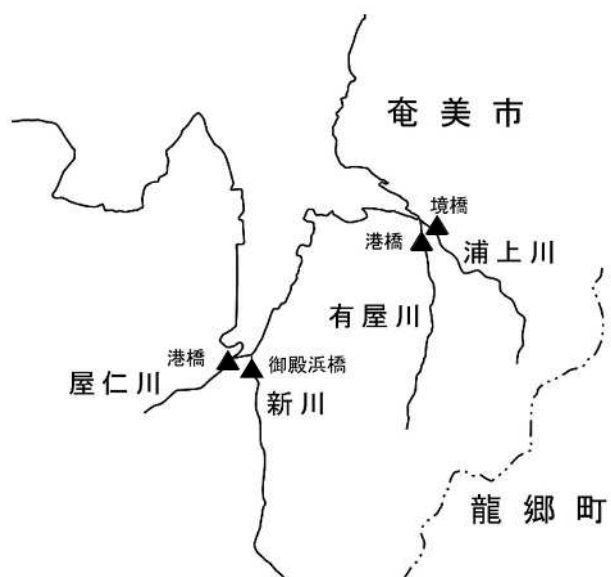
屋久島



種子島



奄美大島



徳之島



凡例

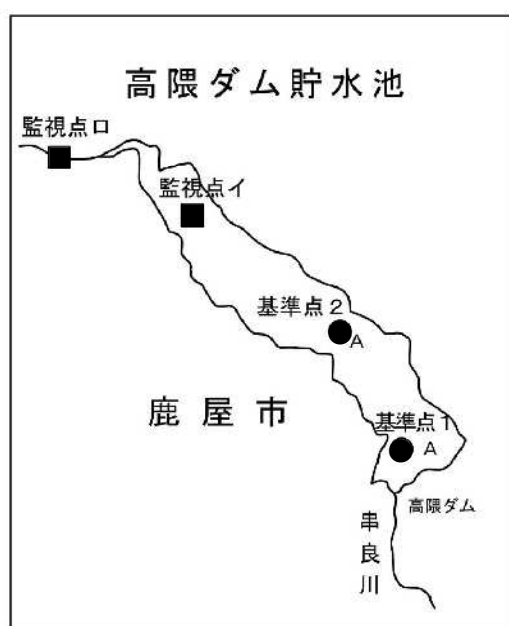
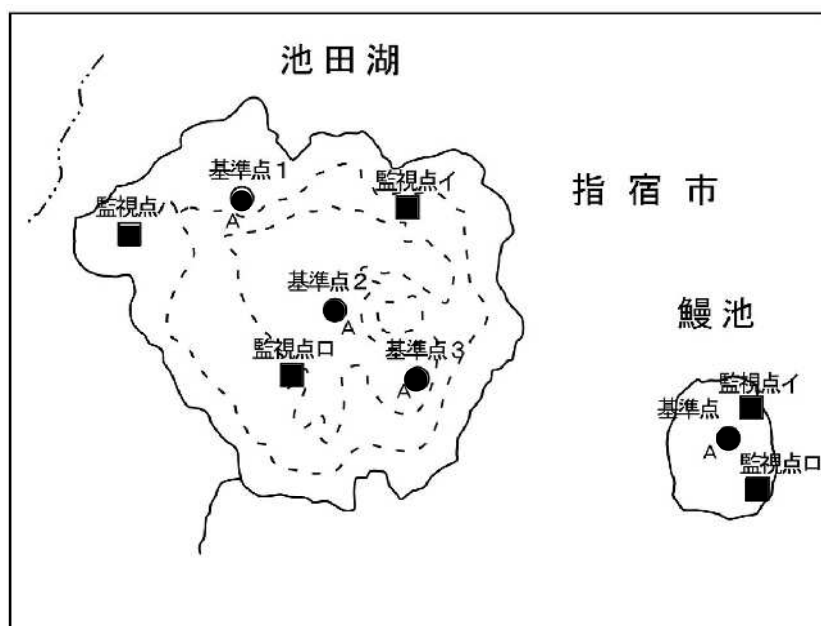
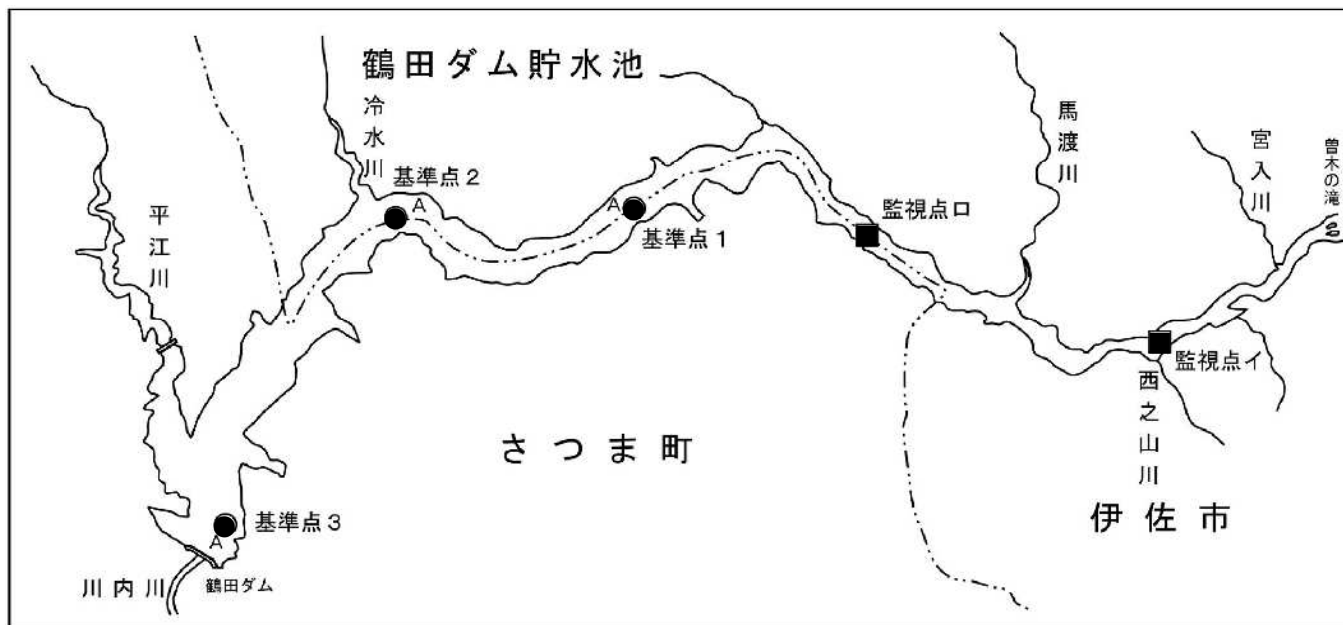
● 環境基準点

■ 監視点

▲ 調査点

図-2-(8)

宮之浦川・安房川・永田川・栗生川
甲女川・屋仁川・新川・有屋川
浦上川・大瀬川・亀徳川



- 凡例
- 環境基準点
 - 監視点
 - ▲ 調査点

図-2-(9)
鶴田ダム貯水池・高隈ダム貯水池・池田湖・鰻池
神嶺ダム貯水池・大川ダム貯水池

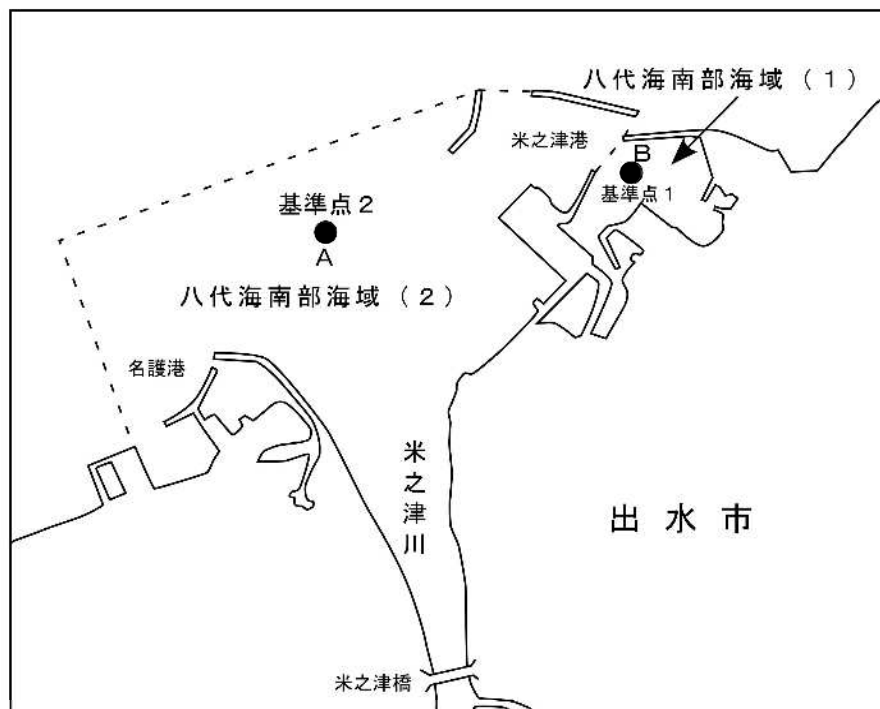
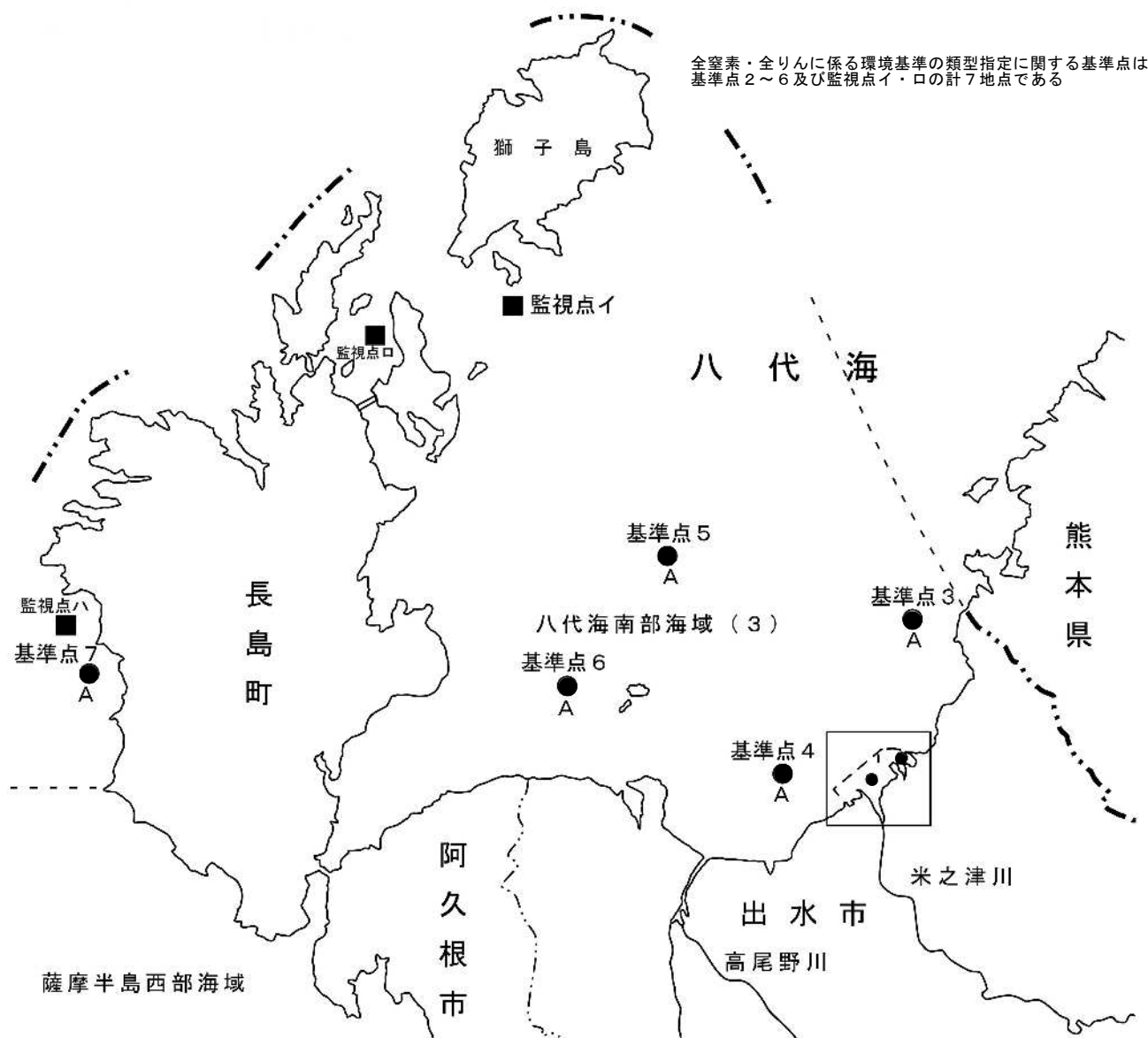


図-2-(10)
八代海南部海域(1)～(3)

凡例
● 環境基準点
■ 監視点
▲ 調査点
※ 破線は海域の境界線を示す

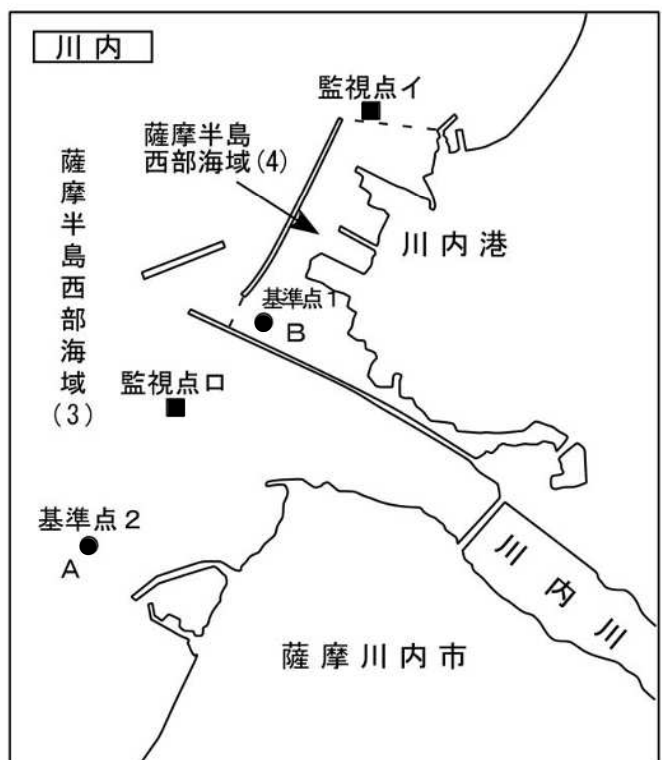
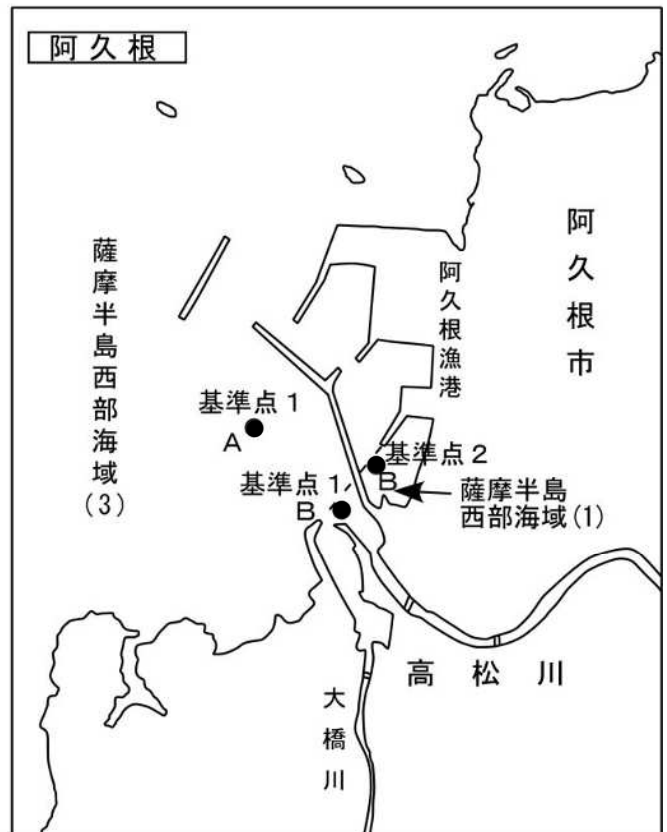
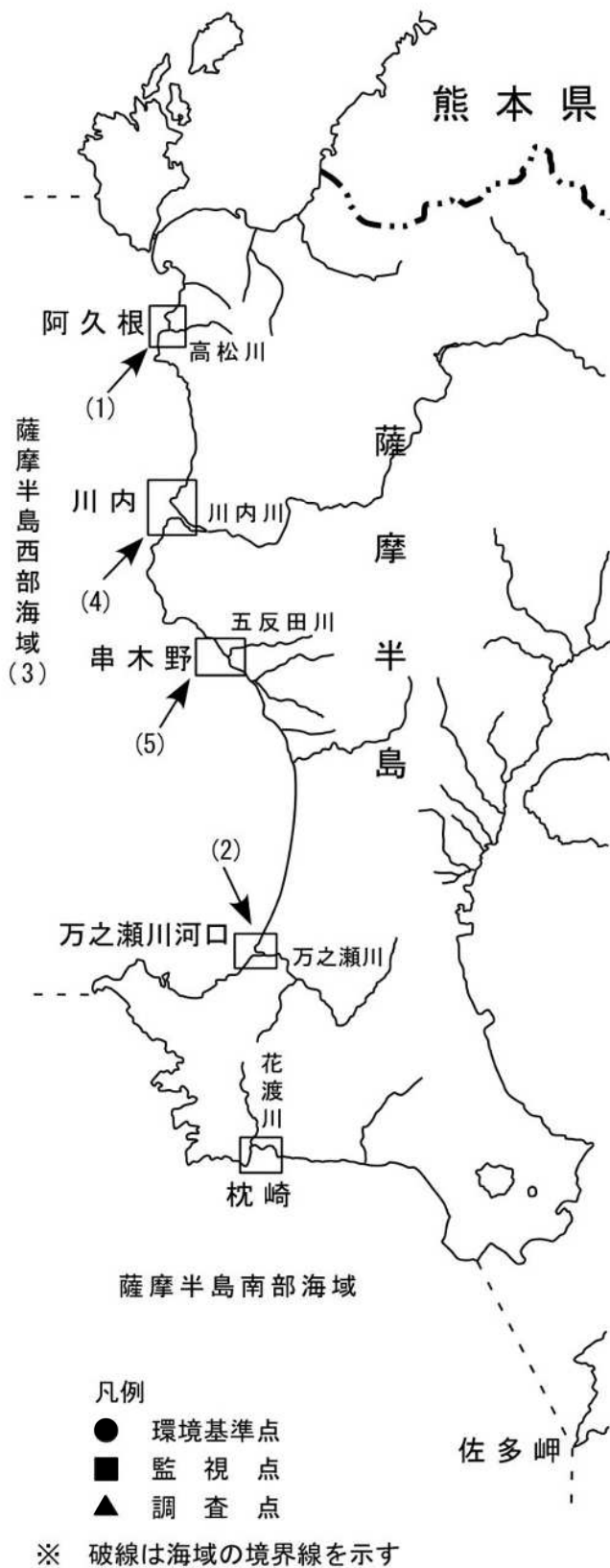
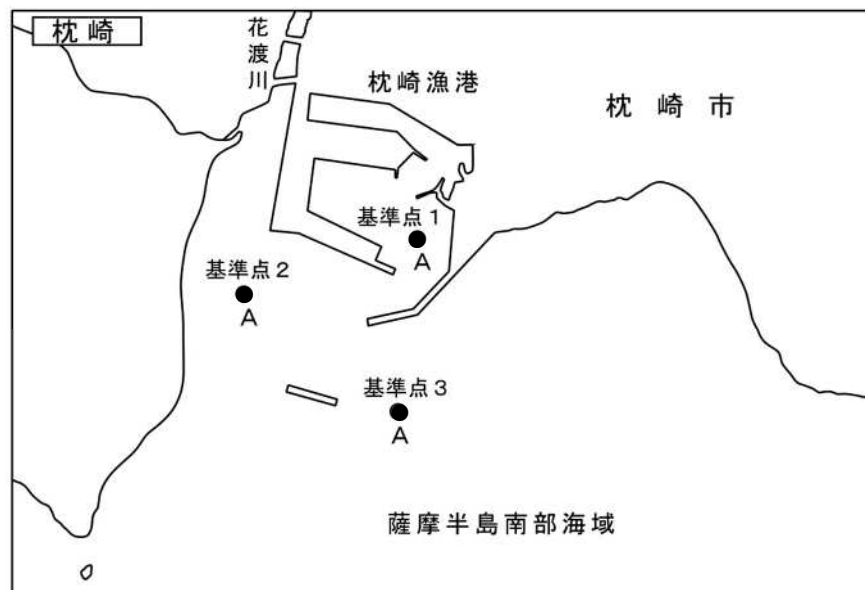
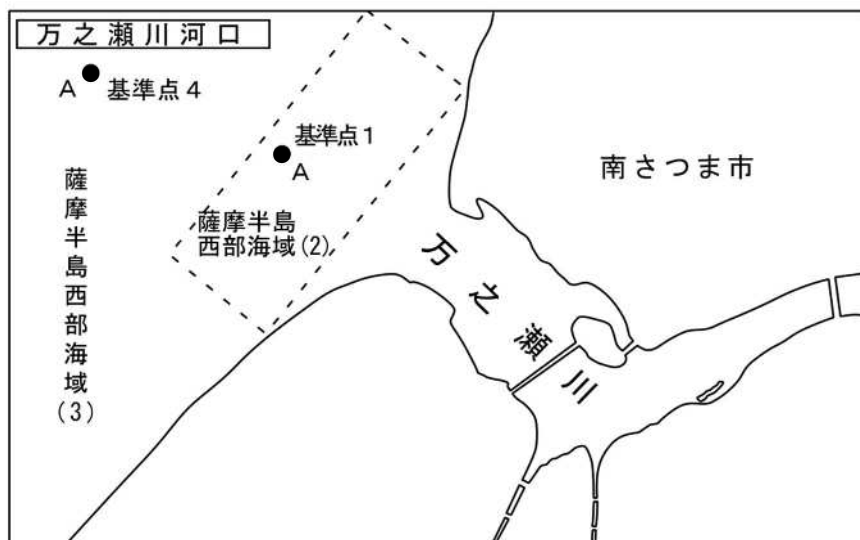
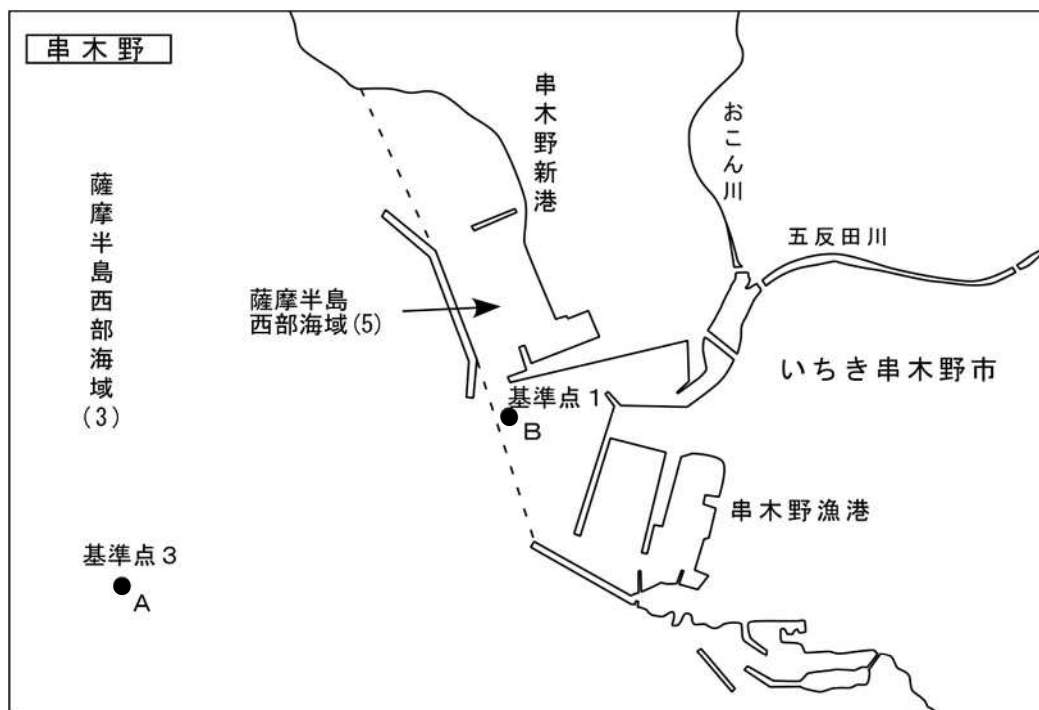


図-2-(11)
薩摩半島西部海域 (1) ~ (5)
薩摩半島南部海域



凡例

- 環境基準点
- 監視点
- ▲ 調査点

※ 破線は海域の境界線を示す

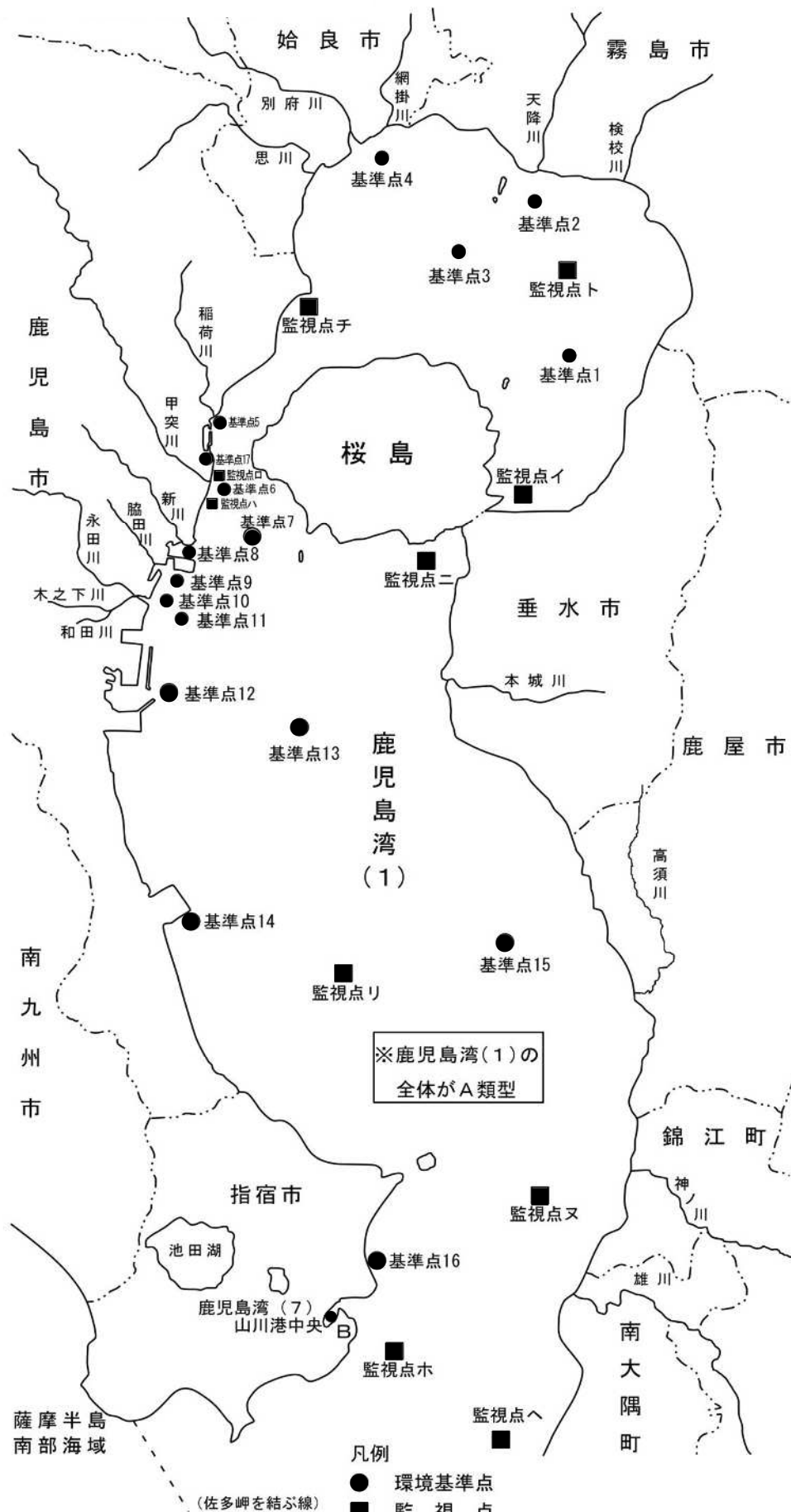


図-2-(12) 鹿児島湾(1), (7)

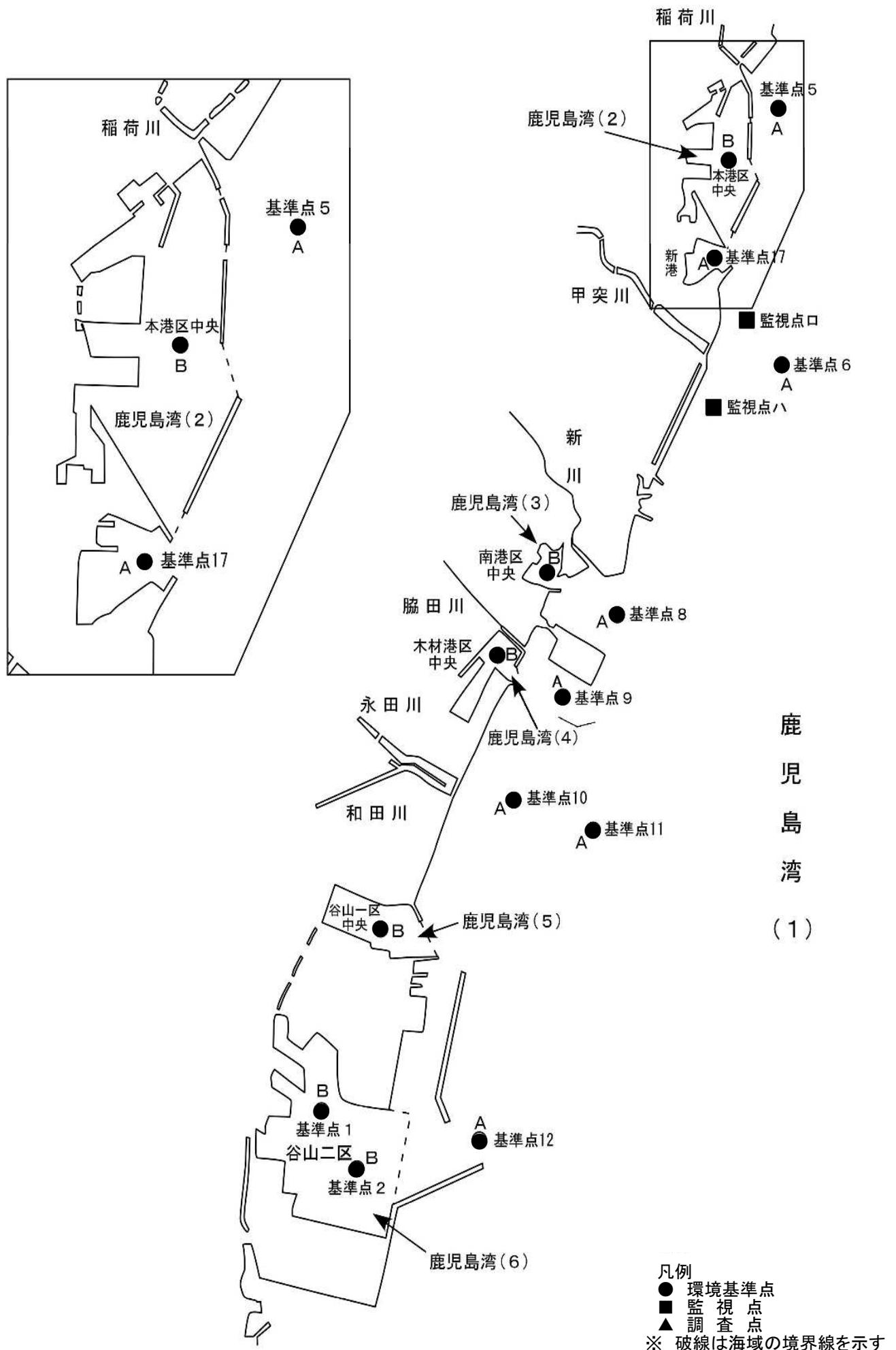


図-2-(13)
鹿児島湾(2)～(6)

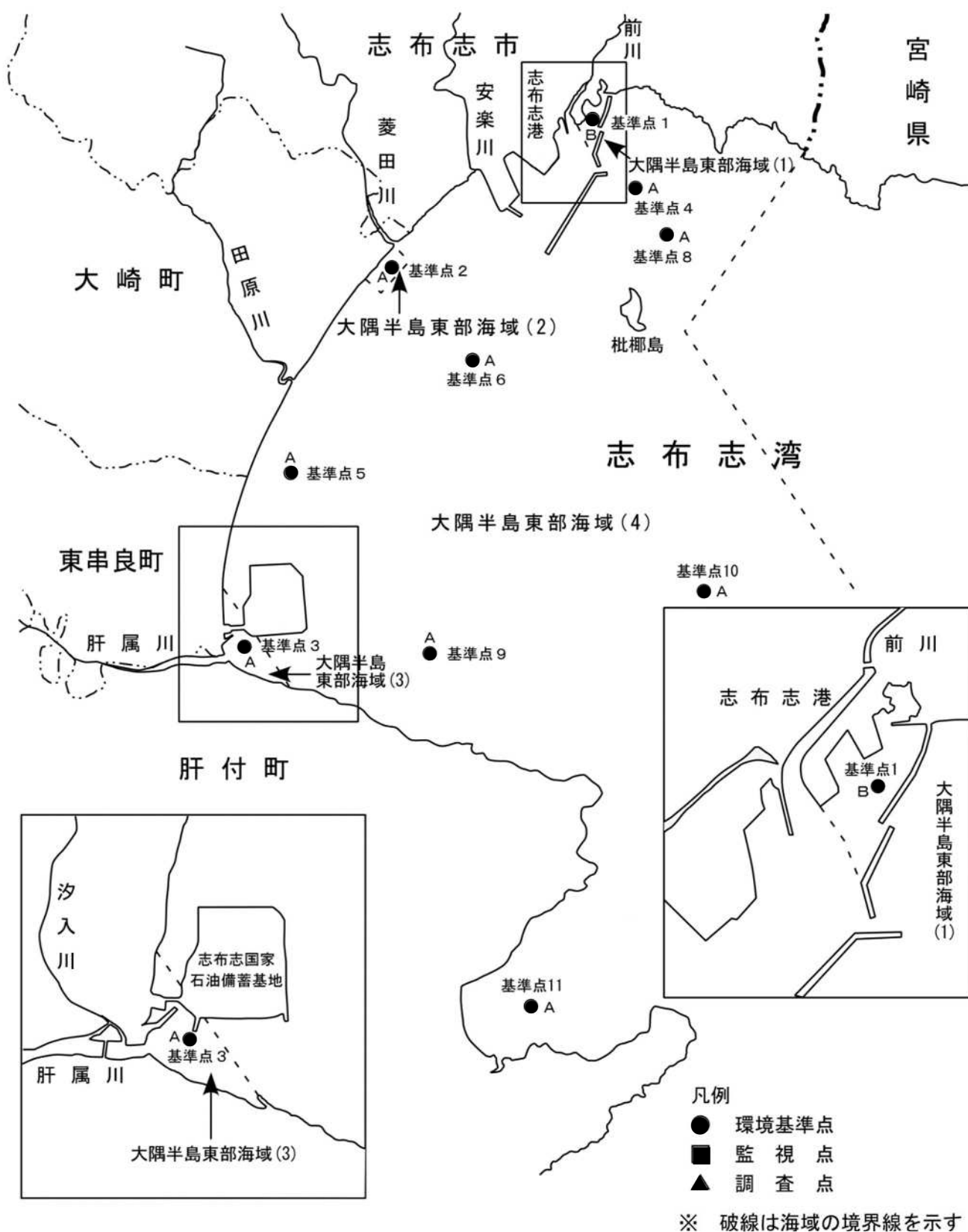
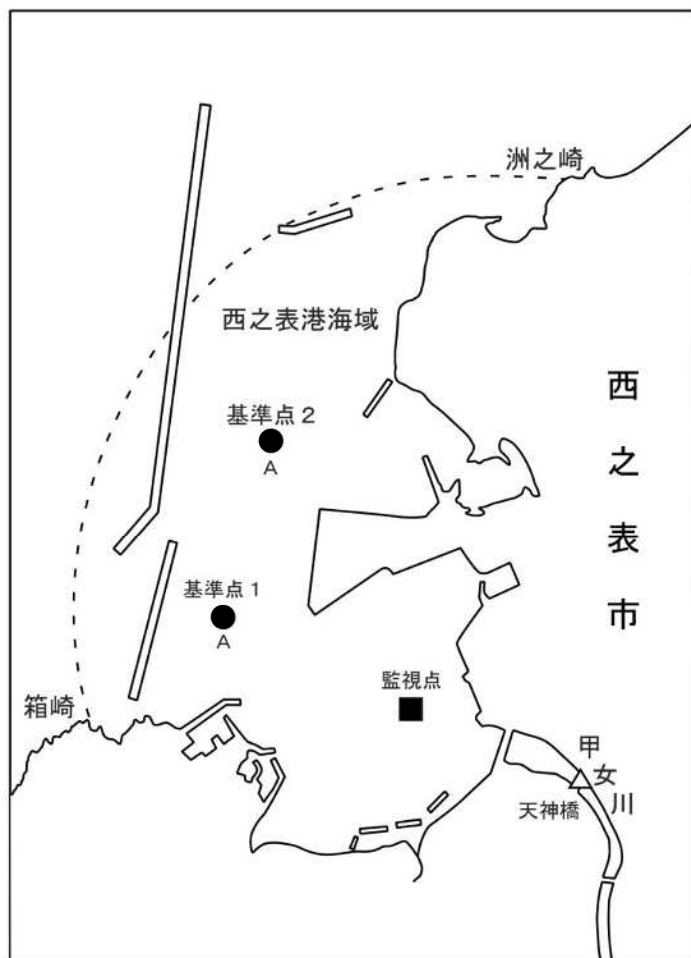


図-2-(14) 大隅半島東部海域(1)～(4)



- 凡例
- 環境基準点
 - 監視点
 - ▲ 調査点
- ※ 破線は海域の境界線を示す



図-2-(15) 西之表港海域

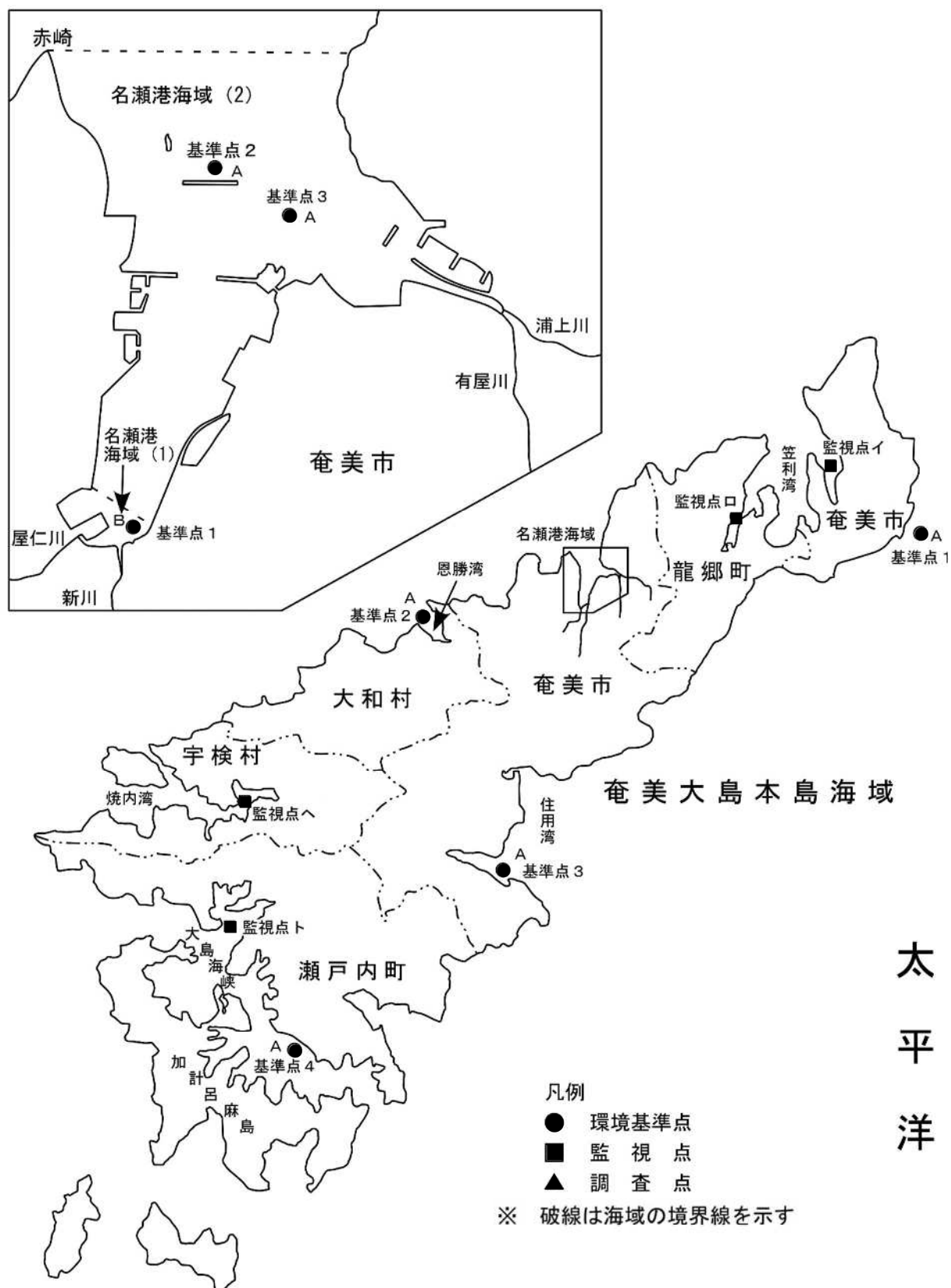


図-2-(16) 名瀬港海域・奄美大島本島海域

人の健康の保護に関する環境基準（27 項目）

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。) 55.2, 55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法, 規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法, 規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし, 次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては, それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3, 65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に, その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め, その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか, 日本産業規格K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 61.2, 61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法, 亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては, 蒸留試薬溶液として, 水約 200ml に硫酸 10ml, リン酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し, 水を加えて 1,000ml としたものを用い, 日本産業規格K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては, これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法
備 考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし, 全シアンに係る基準値については, 最高値とする。 2 「検出されないこと」とは, 測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において, その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3 海域については, ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は, 規格 43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。		

生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/L 以上	—
測 定 方 法		規格 12.1 に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	規格 21 に定める方 法	付表 9 に掲げる方 法	規格 32 に定める方 法又は隔膜電極若 しくは光学式セン サを用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	付表 10 に掲げる方 法
備 考						
1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))。						
2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。))。						
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。))。						
4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。))については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。						
5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。))。						
6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。))において不快感を生じない限度

イ		基準値		
項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚 仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域の うち、生物 B の欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

（注）基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100mL 以下
A	水道 2, 3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/L 以上	—
測定方法		規格 12.1 に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	規格 17 に定める方 法	付表 9 に掲げる方 法	規格 32 に定める方 法又は隔膜電極若 しくは光学式セン サを用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	付表 10 に掲げる方 法
備考 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 3 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。 4 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2, 3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道1, 2, 3級（特殊なものを除く） 水産1種, 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産3種, 工業用水, 農業用水, 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
測定方法		規格 45.2, 45.3, 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物 Aの欄に掲げる水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚 仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域の うち、生物Bの欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

(注) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

(3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
測 定 方 法		規格 12.1 に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	規格 17 に定める方 法（ただし、B類型 の工業用水及び水 産2級のうちノリ 養殖の利水点にお ける測定方法はア ルカリ性法）	規格 32 に定める方 法又は隔膜電極若 しくは光学式セン サを用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	付表 10 に掲げる方 法	付表 14 に掲げる方 法
備 考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。 2 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1 mL とアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $\text{COD (O 2mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f_{\text{Na 2S 2O 3}} \times 1000 / 50$ （a）：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL） （b）：蒸留水について行なった空試験値（mL） fNa 2S 2O 3：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価 3 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
- 〃 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

(注) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のパンドン採水器を用いる。		

県内公共用水域に係る環境基準の類型指定状況

(1) 河川

ア BOD等に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日	備 考
川内川上流	曾木の滝から上流	A	イ	曾木の滝上流 注3	S 48. 4. 2	
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷	S 46. 5. 25	
				小倉	H 20. 3. 28	(※20)
肝属川上流	河原田橋から上流	B	ハ	河原田橋	H 20. 3. 28	(※21)
肝属川下流	河原田橋から河口まで	A	イ	第二有明橋	H 20. 3. 28	(※22)
串良川	全 域	A	ロ	串良橋	S 48.12. 7	
脇田川	全 域	A	イ	南田橋 注2	R 4. 3. 15	(※10)
新川	全 域	B	イ	第二鶴ヶ崎橋	H 19. 3. 30	(※11)
甲突川	全 域	A	イ	河頭大橋 注1	S 47. 6. 19	
				岩崎橋	H 7. 6. 5	(※2)
				松方橋	H 19. 3. 30	(※3)
稻荷川	全 域	A	イ	水車入口橋	S 47. 6. 19	(※23)
				黒葛原橋	R 4. 3. 15	(※12)
和田川	全 域	A	イ	潮見橋	R 4. 3. 15	(※13)
永田川	全 域	B	ハ	新永田橋	S 49. 6. 14	
米之津川	全 域	A	イ	六月田橋	S 48. 6. 29	
				米之津橋	H 7. 6. 5	(※4)
高尾野川	全 域	A	イ	桜橋	H 8. 6. 5	(※5)
				出水大橋 注4	H 19. 3. 30	(※14)
折口川	全 域	A	イ	田島橋	H 19. 3. 30	(※15)
高松川	全 域	A	イ	浜田橋	S 50. 4. 21	
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	H 8. 6. 5	(※6)
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	S 50. 4. 21	
八房川	全 域	A	イ	川上橋	S 50. 4. 21	
大里川	全 域	A	イ	恵比須橋	H 19. 3. 30	(※16)
神之川	全 域	A	イ	大渡橋	H 19. 3. 30	(※17)
万之瀬川上流	広瀬橋から上流	A	イ	両添橋	S 49. 7. 5	
万之瀬川下流	広瀬橋から下流	B	イ	花川橋	S 49. 7. 5	
				万之瀬橋	H 19. 3. 30	(※18)
加世田川	全 域	A	イ	田中橋	H 19. 3. 30	(※7)
花渡川	全 域	A	イ	上水道取水口	S 52. 6. 17	
				花渡橋 注5	H 19. 3. 30	(※19)
思川	全 域	A	ハ	青木水流橋	S 49. 6. 14	
別府川	全 域	A	イ	岩淵橋	S 49. 6. 14	
網掛川	全 域	A	イ	田中橋	S 49. 6. 14	
天降川	全 域	A	イ	新川橋	S 49. 6. 14	
中津川	全 域	A	イ	犬飼橋	S 49. 6. 14	
検校川	全 域	A	イ	検校橋	S 49. 6. 14	
大淀川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	新割田橋	S 48. 6. 29	
横市川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	宝来橋	S 48. 6. 29	
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	A	イ	中谷橋	S 48. 6. 29	
本城川上流	内之野橋から500m下流地点から上流	A A	イ	内之野橋下流	H 8. 6. 5	(※8)
本城川下流	内之野橋から500m下流地点から下流	A	イ	中洲橋	S 50. 7. 1	
高須川	全 域	A	イ	高須橋	S 50. 7. 1	
神ノ川	全 域	A	イ	神ノ川橋	S 50. 7. 1	
雄川	全 域	A	イ	雄川橋	S 50. 7. 1	
前川	全 域	A	イ	権現橋	H 7. 6. 5	(※9)
安楽川	全 域	A	ロ	安楽橋	S 48.12. 7	
田原川	全 域	C	ロ	河口から300m上流	S 48.12. 7	
菱田川	全 域	A	ロ	菱田橋	S 48.12. 7	

(注1) 平成13年度に「ひまわり橋」から変更

(注3) 平成28年度に「曾木大橋」から変更

(注5) 平成29年度に「第一花渡橋」から変更

(注2) 平成19年度に「脇田井堰」から変更

(注4) 平成29年度に「出水橋」から変更

- ※1 達成期間の分類は次のとおり
「イ」は直ちに達成
「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成
- ※2 「甲突川上流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「A」達成期間「イ」の上流と該当類型「B」達成期間「ロ」の中流で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に改訂が行われた。
- ※3 「甲突川下流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「D」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、昭和54年4月25日（「C」、「イ」）及び平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお、全域が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※4 「米之津川」水域は、昭和48年6月29日該当類型「A」達成期間「イ」の上流と該当類型「C」達成期間「ハ」の下流で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に改訂が行われた。
- ※5 「高尾野川上流」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成8年6月5日に改訂が行われた。
- ※6 「五反田川上流」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成8年6月5日に改訂が行われた。
- ※7 「加世田川」水域は、昭和49年7月5日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日（「B」、「イ」）及び平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※8 「本城川上流」水域は、昭和50年7月1日該当類型「A」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成8年6月5日に改訂が行われた。
- ※9 「前川」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に改訂が行われた。
- ※10 「脇田川」水域は、昭和47年6月19日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日（「B」、「イ」）及び令和4年3月15日に改訂が行われた。
- ※11 「新川」水域は、昭和47年6月19日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※12 「稲荷川下流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日（「B」、「イ」）及び令和4年3月15日に改訂が行われた。
なお、全域が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※13 「和田川」水域は、昭和49年6月14日該当類型「C」達成期間「ハ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日（「B」、「イ」）及び令和4年3月15日に改訂が行われた。
- ※14 「高尾野川下流」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお、全域が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※15 「折口川」水域は、昭和50年4月21日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※16 「大里川」水域は、昭和50年4月21日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※17 「神之川」水域は、昭和51年4月26日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※18 「万之瀬川下流」水域は、昭和49年7月5日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお、中流及び下流が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※19 「花渡川下流」水域は、昭和52年6月17日該当類型「C」達成期間「ハ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお、全域が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※20 「川内川下流」水域は、昭和46年5月25日該当類型「B」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成20年3月28日に改訂が行われた。
なお、中流と同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※21 「肝属川上流」水域は、昭和48年12月7日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成20年3月28日に改訂が行われた。
- ※22 「肝属川下流」水域は、昭和48年12月7日該当類型「B」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成20年3月28日に改訂が行われた。
- ※23 「稲荷川上流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「A」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、令和4年3月15日に改訂が行われた。

イ 水生生物の保全に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日
甲突川	全 域	生物 B	イ	河頭大橋 岩崎橋 松方橋	H 22. 3. 30
天降川	全 域	生物 B	イ	新川橋	H 22. 3. 30
高尾野川	全 域	生物 B	イ	桜橋 出水大橋	H 23. 3. 29
折口川	全 域	生物 B	イ	田島橋	H 23. 3. 29
高松川	全 域	生物 B	イ	浜田橋	H 23. 3. 29
五反田川	全 域	生物 B	イ	上水道取水口 五反田橋	H 23. 3. 29
八房川	全 域	生物 B	イ	川上橋	H 23. 3. 29
大里川	全 域	生物 B	イ	恵比須橋	H 23. 3. 29
神之川	全 域	生物 B	イ	大渡橋	H 23. 3. 29
万之瀬川	全 域	生物 B	イ	両添橋 花川橋 万之瀬橋	H 23. 3. 29
加世田川	全 域	生物 B	イ	田中橋	H 23. 3. 29
花渡川	全 域	生物 B	イ	上水道取水口 花渡橋	H 23. 3. 29
思川	全 域	生物 B	イ	青木水流橋	H 23. 3. 29
別府川	全 域	生物 B	イ	岩淵橋	H 23. 3. 29
網掛川	全 域	生物 B	イ	田中橋	H 23. 3. 29
中津川	全 域	生物 B	イ	犬飼橋	H 23. 3. 29
検校川	全 域	生物 B	イ	検校橋	H 23. 3. 29
安楽川	全 域	生物 B	イ	安楽橋	H 23. 3. 29
大淀川上流	宮崎県境から上流	生物 B	イ	新割田橋	H 24. 3. 30
米之津川上流	平良川合流点から上流	生物 A	イ	広瀬橋	H 24. 3. 30
米之津川下流	平良川合流点から下流	生物 B	イ	米之津橋	H 24. 3. 30
串良川	全 域	生物 B	イ	串良橋	H 24. 3. 30
本城川	全 域	生物 B	イ	内之野橋下流 中洲橋	H 24. 3. 30
高須川	全 域	生物 B	イ	高須橋	H 24. 3. 30
神ノ川	全 域	生物 B	イ	神ノ川橋	H 24. 3. 30
雄川	全 域	生物 B	イ	雄川橋	H 24. 3. 30
田原川	全 域	生物 B	イ	河口から 300m	H 24. 3. 30
菱田川	全 域	生物 B	イ	菱田橋	H 24. 3. 30
前川	全 域	生物 B	イ	権現橋	H 24. 3. 30
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	生物 B	イ	中谷橋	H 24. 3. 30
横市川上流	宮崎県境から上流	生物 B	イ	宝来橋	H 24. 3. 30
稲荷川	全 域	生物 B	イ	水車入口橋 黒葛原橋	H 24. 3. 30
新川	全 域	生物 B	イ	第二鶴ヶ崎橋	H 24. 3. 30
永田川	全 域	生物 B	イ	新永田橋	H 24. 3. 30
脇田川	全 域	生物 B	イ	南田橋	H 24. 3. 30
和田川	全 域	生物 B	イ	潮見橋	H 24. 3. 30
川内川	全 域	生物 B	イ	曾木の滝上流 中郷 小倉	H 24. 3. 30
肝属川	全 域	生物 B	イ	河原田橋 第二有明橋	H 24. 3. 30

(2) 湖 沼
ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日
池田湖	全 域	A	イ	基準点 1 ～ 3	S 52. 6. 17
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	A	イ	基準点 1 ～ 3	S 56. 1. 26
鰻池	全 域	A	イ	基準点	S 57. 11. 1
高隈ダム貯水池	全 域	A	イ	基準点 1, 2	H 9. 6. 25

イ 全窒素及び全リンに係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日
池田湖	全 域	Ⅱ	ロ	基準点 1 ～ 3	S 60. 6. 7
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	Ⅳ	イ	基準点 1 ～ 3	S 61. 12. 10
鰻池	全 域	Ⅱ	イ	基準点	S 62. 6. 10
高隈ダム貯水池	全 域	Ⅲ	イ	基準点 1, 2	H 9. 6. 25

※ 全窒素については当分の間適用しない。

ウ 水生生物の保全に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日
池田湖	全 域	生物 B	イ	基準点 1 ～ 3	H 22. 3. 30
鶴田ダム貯水池	全 域	生物 B	イ	基準点 1 ～ 3	H 24. 3. 30
鰻池	全 域	生物 B	イ	基準点	H 22. 3. 30
高隈ダム貯水池	全 域	生物 B	イ	基準点 1 ～ 2	H 24. 3. 30

(3) 海 域

ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日	備 考
鹿児島湾 (1)	(全域から下記を除く海域) ※1	A	イ	基準点 1～17	S 50. 7. 1	
〃 (2)	(鹿児島港本港区) ※2	B	イ	本港区中央	H 7. 6. 5	(注) 1
〃 (3)	(〃 南港区) ※3	B	イ	南港区中央	S 50. 7. 1	
〃 (4)	(〃 木材港区) ※4	B	イ	木材港区中央	〃	
〃 (5)	(〃 谷山一区) ※5	B	イ	谷山一区中央	〃	
〃 (6)	(〃 谷山二区) ※6	B	イ	基準点 1, 2	〃	
〃 (7)	(山川港) ※7	B	イ	山川港中央	〃	
八代海南部海域 (1)	(米之津港) ※8	B	イ	基準点 1	S 51. 8. 9	
〃 (2)	(米之津川河口海域) ※9	A	ハ	基準点 2	〃	
〃 (3)	(全域から上記を除く海域) ※10	A	イ	基準点 3～7	〃	
大隅半島東部海域 (1)	(志布志港) ※11	B	イ	基準点 1	S 51. 8. 9	
〃 (2)	(菱田川河口海域) ※12	A	ロ	基準点 2	〃	
〃 (3)	(肝属川河口海域) ※13	A	ロ	基準点 3	〃	
〃 (4)	(全域から上記を除く海域) ※14	A	イ	基準点 4～6, 8～11	〃	
薩摩半島南部海域	(全 域) ※15	A	イ	基準点 1～3	S 52. 6. 17	
薩摩半島西部海域 (1)	(阿久根港) ※16	B	イ	基準点 1, 2	S 53. 9. 1	
〃 (2)	(万之瀬川河口海域) ※17	A	ロ	基準点 1	〃	
〃 (3)	(全域から上記及び下記を除く海域) ※18	A	イ	基準点 1～4	〃	
〃 (4)	(川内港) ※19	B	イ	基準点 1	S 57. 2. 10	
〃 (5)	(串木野港) ※20	B	イ	基準点 1	〃	
西之表港海域	(全 域) ※21	A	イ	基準点 1, 2	S 53. 9. 1	
名瀬港海域 (1)	(新川河口海域) ※22	B	イ	基準点 1	S 52. 6. 17	
〃 (2)	(全域から上記を除く海域) ※23	A	イ	基準点 2, 3	〃	
奄美大島本島海域	(全 域) ※24	A	イ	基準点 1～4	S 57. 2. 10	

イ 全室素及び全燐に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日
鹿児島湾	全 域 ※25	Ⅱ	イ	基準点 1～16, 監視点イ～ヌ	H 8. 6. 5
八代海南部海域	全 域 ※26	I	イ	基準点 2～6, 監視点イ, ロ	H 11. 5. 14

(注) 1 鹿児島湾(2)は、昭和 50 年 7 月 1 日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成 7 年 6 月 5 日に水域の範囲の変更が行われた。

2 海域の範囲で()書きで示したものは慣用名
詳しくは次のとおり

- ※1 指宿市開聞崎と肝属郡南大隅町佐多岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、※2から※7までの水域に係る部分を除いたもの
- ※2 稲荷川河口右岸と鹿児島港本港区浜町防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と東防波堤(北側部分)北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と東防波堤(南側部分)北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と南防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と新港区北防波堤先端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- ※3 鹿児島港南港区北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、南防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- ※4 鹿児島港木材港区北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、南防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- ※5 鹿児島港谷山一区北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、南防波堤、同防波堤基部と谷山防波堤先端を結ぶ線、谷山防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- ※6 鹿児島港谷山一区谷山防波堤、同防波堤先端と谷山一区南防波堤基部を結ぶ線、谷山一区南防波堤基部を基点として 77 度 30 分 350 メートルの地点を結ぶ線、同地点から 187 度 30 分 460 メートルの地点を結ぶ線、同地点から 97 度 30 分 300 メートルの地点を結ぶ線、同地点から 187 度 30 分 1,435 メートルの地点を結ぶ線、同地点と谷山二区南防波堤基部を基点として 7 度 30 分 50 メートルの地点を結ぶ線、同地点から 187 度 30 分 1,300 メートルの地点を結ぶ線、同地点から 277 度 30 分 1,600 メートルの地点を結ぶ線、同地点から 332 度 30 分 480 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

- ※7 指宿市番所鼻先端と同点を基点として40度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※8 北緯32度7分34秒、東経130度20分36秒の地点（米之津港内防波堤先端から221度56メートルの地点）を基点とし、同地点から318度90メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から336度30分20メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から355度30分100メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から48度50メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から16度130メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から37度180メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から82度30分380メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から108度30分170メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※9 北緯32度7分2秒、東経130度19分36秒の地点と、北緯32度7分38秒、東経130度19分23秒の地点を結ぶ線、同地点と北緯32度7分58秒、東経130度20分37秒の地点を結ぶ線、同地点と北緯32度7分36秒、東経130度20分46秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、※8の水域に係る部分を除いたもの
- ※10 阿久根市大字脇本字梶石10,791番4（黒之瀬戸大橋阿久根市側橋台取付部）と出水郡長島町大字山門野字魚待4092番3（黒之瀬戸大橋長島町側橋台取付部）を結ぶ線及び同町城川内字長崎原1726番2（長崎鼻灯台）の地点から西へ向かう線の北部の本県陸岸の地先海域であって、※8及び※9の水域に係る部分を除いたもの
- ※11 北緯31度28分11秒、東経131度6分53秒の地点（志布志湾東防波堤基部）を基点とし、同地点から169度50メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から198度30分450メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から208度30分430メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から94度30分100メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から203度500メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から331度580メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から312度520メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から37度30分960メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※12 北緯31度26分20秒、東経131度3分32秒の地点と、北緯31度26分5秒、東経131度3分47秒の地点を結ぶ線、同地点と北緯31度25分38秒、東経131度3分19秒の地点を結ぶ線、同地点と北緯31度25分54秒、東経131度3分2秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※13 北緯31度22分14秒、東経131度1分の地点と、北緯31度20分56秒、東経131度2分7秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※14 肝属郡南大隅町佐多岬から宮崎県境に至る本県陸岸の地先海域であって、※11から※13までの水域に係る部分を除いたもの
- ※15 指宿市開聞崎（指宿市開聞十町字南平脇境6,778番）の地点と肝属郡南大隅町佐多岬を結ぶ線の南の海域、同地点から南さつま市野間岬（南さつま市笠沙町片浦字15,939番）に至る地点までの陸岸の地先海域及び同地点から西へ向かう線の南の海域
- ※16 北緯32度0分53秒、東経130度11分33秒の地点（阿久根本港西防波堤基部）を基点とし、同基点から333度30分30メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から329度30分60メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から341度30分160メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から20度30分50メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から28度290メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から67度150メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から28度30分150メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から100度140メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※17 北緯31度26分16秒、東経130度17分07秒の地点と北緯31度26分29秒、東経130度16分42秒の地点を結ぶ線、同地点と北緯31度27分24秒、東経130度17分22秒の地点を結ぶ線、同地点と北緯31度27分12秒、東経130度17分46秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※18 出水郡長島町城川内字長崎原1,726番2（長崎鼻灯台）の地点から西へ向かう線と出水郡長島町大字山門野字魚待4,092番3（黒之瀬戸大橋長島町側橋台取付部）と阿久根市大字脇本字梶石10,791番4（黒之瀬戸大橋阿久根市側橋台取付部）を結ぶ線及び南さつま市笠沙町片浦字白瀬平15,939番（南さつま市野間岬）の地点から西へ向かう線で囲まれた陸岸の地先海域であって、※16、※17、※19及び※20の水域に係る部分を除いたもの
- ※19 薩摩川内市唐山三角点（北緯31度51分31秒、東経130度12分14秒）から163度1,825メートルの地点（川内川導流堤基部）を基点とし、同基点から297度930メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から289度30分1,410メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から27度320メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から37度220メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から21度30分1,155メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から74度880メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※20 いちき串木野市愛宕山三角点（北緯31度43分40秒、東経130度15分31秒）から175度30分2,625メートルの地点（串木野漁港A防波堤基部）を基点とし、同地点から294度465メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から332度1,275メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から335度30分1,695メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※21 西之表港西防波堤基点（北緯30度43分19秒、東経130度59分31秒）を中心とする半径1,000メートルの円弧（箱崎から右まわりに洲の崎に至る部分に限る。）及び陸岸により囲まれた海域
- ※22 北緯28度22分54秒、東経129度29分56秒の地点（名瀬港第1防波堤灯台）を基点として、120度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※23 奄美市赤崎先端の地点を基点として、90度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、※22の水域に係る部分を除いたもの
- ※24 「奄美大島本島海域」とは、※22及び※23を除く奄美大島本島地先海域をいう。
- ※25 肝属郡南大隅町立目埼と指宿市長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※26 熊本県宇城市と上天草市を結ぶ天門橋、同市大矢野橋、中の橋、前島橋、松島橋、天草市瀬戸大橋、天草下島と同市下須島を結ぶ通天橋、同市下須島南東端と鹿児島県出水郡長島町小浜埼を結ぶ線、同町と阿久根市を結ぶ黒之瀬戸大橋及び陸岸により囲まれた海域のうち、本県の区域に属する海域

ウ 水生生物の保全に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日
鹿児島湾(1)	全域（下記を除く） ※1	生物特A	イ	基準点1～4, 7, 13, 15	R 5.11.17
鹿児島湾(2)	鹿児島港, 喜入港, 指宿港, 山川漁港周 辺 ※2	生物A	イ	基準点5, 6, 8～12, 14, 16	R 5.11.17
八代海南部海域(1)	全域（下記を除く） ※3	生物特A	イ	基準点3～7	R 5.11.17
八代海南部海域(2)	港湾, 漁港周辺 ※4	生物A	イ	基準点2	R 5.11.17

(注) 海域の範囲については慣用名

詳しくは次のとおり

- ※1 指宿市開聞崎と肝属郡南大隅町佐多岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、別記2の水域に係る部分を除いたもの
- ※2 鹿児島市平川町新崎鼻（北緯31度26分56秒，東経130度31分1秒）の地点を基点として，同地点から90度1,700メートルの地点を結ぶ線，同地点と神瀬灯台（北緯31度34分1秒，東経130度35分24秒）を結ぶ線，同灯台と琉球人松（北緯31度36分31秒，東経130度34分28秒）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域，喜入港船溜東防波堤灯柱（北緯31度23分40秒，東経130度32分28秒）を中心とする半径4,500メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海域並びに北緯31度14分7秒，東経130度39分の地点を中心とする半径1,400メートルの円弧（北緯31度14分52秒，東経130度39分9秒の地点から北緯31度14分2秒，東経130度39分52秒の地点に至る部分に限る。），北緯31度14分2秒，東経130度39分52秒の地点と北緯31度12分27秒，東経130度39分38秒の地点を結ぶ線，指宿市番所鼻先端（北緯31度12分36秒，東経130度38分11秒）を中心とする半径2,300メートルの円弧（北緯31度12分27秒，東経130度39分38秒の地点から北緯31度11分22秒，東経130度38分23秒の地点に至る部分に限る。）及び陸岸により囲まれた海域
- ※3 阿久根市脇本字梶石 10791 番 4（黒之瀬戸大橋阿久根市側橋台取付部）と出水郡長島町山門野字魚待 4090 番 16（黒之瀬戸大橋長島町側橋台取付部）を結ぶ線及び同町城川内字長崎原 1726 番 2（長崎鼻灯台）の地点から西へ向かう線の北部の本県陸岸の地先海域であって，別記4の水域に係る部分を除いたもの
- ※4 北緯32度8分3秒，東経130度20分44秒の地点を基点として，同地点から285度250メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から276度420メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から265度185メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から247度1,630メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から154度30分1,025メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域，北緯32度7分38秒，東経130度15分43秒の地点を基点として，同地点から223度375メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域，北緯32度8分58秒，東経130度15分44秒の地点を基点として，同地点から209度175メートルの地点を結ぶ線，北緯32度8分52秒，東経130度15分41秒の地点を基点として，同地点から129度90メートルの地点を結ぶ線，北緯32度8分49秒，東経130度15分46秒の地点を基点として，同地点から60度200メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度7分29秒，東経130度12分54秒の地点を基点として，同地点から16度61メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から118度144メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度7分16秒，東経130度12分13秒の地点を基点として，同地点から274度45メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から219度125メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度6分46秒，東経130度11分26秒の地点を基点として，同地点から210度235メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度7分2秒，東経130度10分35秒の地点を基点として，同地点から67度55メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から14度41メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度7分41秒，東経130度10分38秒の地点を基点として，同地点から166度520メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度8分54秒，東経130度12分の地点を基点として，同地点から180度34メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から133度38メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から76度130メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から31度38メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度9分59秒，東経130度11分14秒の地点を基点として，同地点から93度640メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度11分57秒，東経130度11分36秒の地点を基点として，同地点から321度125メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から247度200メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度12分37秒，東経130度12分23秒の地点を基点として，同地点から331度400メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度13分6秒，東経130度12分27秒の地点を基点として，同地点から293度255メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度15分37秒，東経130度13分26秒の地点を基点として，同地点から144度88メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から78度395メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度15分59秒，東経130度14分37秒の地点を基点として，同地点から249度230メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度16分9秒，東経130度14分50秒の地点を基点として，同地点から51度85メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から35度110メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から307度120メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度16分45秒，東経130度15分34秒の地点を基点として，同地点から33度240メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度17分30秒，東経130度14分1秒の地点から30度230メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度16分36秒，東経130度12分48秒の地点を基点として，同地点から6度140メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から55度140メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度15分29秒，東経130度11分15秒の地点を基点として，同地点から196度170メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点か

ら 216 度 250 メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から 265 度 60 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯 32 度 14 分 34 秒，東経 130 度 10 分 35 秒の地点を基点として，同地点から 127 度 170 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯 32 度 14 分 26 秒，東経 130 度 9 分 52 秒の地点を基点として，同地点から 64 度 215 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯 32 度 13 分 24 秒，東経 130 度 10 分 32 秒の地点を基点として，同地点から 90 度 340 メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から 68 度 300 メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から 352 度 90 メートルの地点を結ぶ線，北緯 32 度 13 分 37 秒，東経 130 度 10 分 43 秒の地点を基点として，同地点から 309 度 170 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯 32 度 12 分 55 秒，東経 130 度 9 分 39 秒の地点を基点として，同地点から 84 度 330 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯 32 度 11 分 59 秒，東経 130 度 9 分 14 秒の地点を基点として，同地点から 69 度 177 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯 32 度 12 分 57 秒，東経 130 度 7 分 32 秒の地点を基点として，同地点から 273 度 125 メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から 186 度 335 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯 32 度 12 分 36 秒，東経 130 度 6 分 35 秒の地点を基点として，同地点から 133 度 133 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯 32 度 12 分 6 秒，東経 130 度 7 分の地点を基点として，同地点から 180 度 110 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯 32 度 11 分 20 秒，東経 130 度 6 分 9 秒の地点を基点として，同地点から 49 度 375 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯 32 度 10 分 5 秒，東経 130 度 6 分 32 秒の地点を基点として，同地点から 275 度 70 メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から 325 度 130 メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から 301 度 115 メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から 58 度 70 メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から 61 度 180 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯 32 度 9 分 20 秒，東経 130 度 6 分 52 秒の地点を基点として，同地点から 307 度 315 メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から 22 度 140 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域並びに北緯 32 度 8 分 41 秒，東経 130 度 6 分 52 秒の地点を基点として，同地点から 19 度 40 メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から 354 度 150 メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から 114 度 135 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

(参考)

公共用水域の人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値 (27 項目)

(令和 2 年 5 月 28 日付け環境省水・大気環境局長通知)

項 目 名	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシシン銅	0.04 mg/L 以下
クロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定) ※

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

水生生物の保全に係る要監視項目

水域	類型	指 針 値					
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-tert-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	0.7 mg/L 以下	0.05mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	生物特 A	0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.003mg/L 以下
	生物 B	3 mg/L 以下	0.08mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	生物特 B	3 mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
海域	生物 A	0.8 mg/L 以下	2 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	0.0009mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
	生物特 A	0.8 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.0004mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

生物 A ……[河川及び湖沼] イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
 [海 域] 水生生物の生息する水域
 生物特 A ……[河川及び湖沼] 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
 [海 域] 生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
 生物 B ……[河川及び湖沼] コイ、フナ等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
 生物特 B ……[河川及び湖沼] 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

Ⅱ 令和7年度地下水の水質測定計画

1 目 的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定に基づき、国及び地方公共団体が行う公共用水域の水質汚濁の状況の監視測定を総合的に行うために作成するものである。

2 測定機関

鹿児島県

国土交通省九州地方整備局（川内川河川事務所、大隅河川国道事務所）

鹿児島市

薩摩川内市

3 測定計画の内容

(1) 調査対象市町村名

鹿児島市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、肝付町、和泊町

(2) 調査の種類

ア 概況調査（定点方式）

利水的に重要な地域等において濃度の推移等を把握することを目的に実施する。

イ 概況調査（ローリング方式）

未把握の地下水汚染を発見することを目的に実施する。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等で、新たに汚染が発見された場合に、その汚染範囲を確認するとともに原因の究明に資するために実施する。

エ 継続監視調査

概況調査等により水質汚染が確認された地下水の動向を経年的に把握するために実施する。

(3) 測定項目

ア 環境基準項目（27項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

イ 要監視項目（22 項目）

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、ニッケル、モリブデン、アンチモン、全マンガ、ウラン、PFOS及びPFOA

(4) 測定回数

各測定地点において年1回以上

(5) 測定地点及び延項目数

測定機関	測 定 地 点 数					延べ項目数
	概況調査		汚染井戸周 辺地区調査	継続監視 調査	合 計	
	定点	ローリング				
鹿児島県	1 7 (1 1)	1 8 (1 8)	5 (5)	3 1 (2 7)	7 1 (6 1)	6 5 8 (6 1 9)
国土交通省	1 3 (1 3)	— (—)	— (—)	— (—)	1 3 (1 3)	7 0 (7 0)
鹿児島市	1 1 (1 1)	3 5 (3 0)	5 (0)	3 4 (3 3)	8 4※ (7 3※)	2, 0 9 9 (1, 1 6 6)
薩摩川内市	1 (1)	— (—)	— (—)	2 (2)	3 (3)	3 (3)
合 計	4 2 (3 6)	5 3 (4 8)	1 0 (5)	6 7 (6 2)	1 7 1※ (1 5 0※)	2, 8 3 0 (1, 8 5 8)

() 書きは令和6年度

※鹿児島市の1井戸については調査の区分に重複がある。

(6) 測定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(7) 測定方法

環境基準項目の測定方法は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）による。

要監視項目の測定方法は、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日環水規第121号）及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（平成16年3月31日環水企発第040331003号 環水土発040331005号）並びに「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（令和2年5月28日環水大水発第2005281号 環水大土発第2005282号）による。

(8) 緊急時対応

事故・災害等の発生により、新たな地下水の汚染やその拡散が懸念される場合は、関係機関と協議し、その影響範囲の把握及び原因究明等のための調査を実施するものとする。

令和7年度測定計画 (市町村別)

鹿児島県水質調査結果報告書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
市町村名	調査区分	調査地点数	延採水回数	調査項目数	延べ調査項目数	調査項目										調査機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
						カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	四塩化炭素	クロロエチレン		1, 2 - ジクロロエタン	1, 1, 2 - ジクロロエチレン	1, 1, 1 - ジクロロエチレン	1, 1, 2 - ジクロロエチレン	1, 1, 1, 2 - トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3 - ジクロロプロペン	チウラム	シヤジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ほう素	1, 4 - ジオキサン	1, 2 - ジクロロプロペン	クロロホルム	1, 2 - ジクロロプロペン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザリド	E P N	ジクロロガス	フェノカルブ	イプロベンホス	クロロニトロフエー	トルエン	キシレン	フタル酸エチルベキ	ニツケル	モリブデン	アンチモン	エビクロヒドリ	金マンガン	ウラン	P F O S 及び P F O A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
南さつま市	概況調査	2	1	27	54	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※汚染井戸周辺地区調査は見込み数 ※鹿児島市の1井戸において概況調査(定点方式)と継続監視調査を重複実施

地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成9年3月13日

環境庁告示第10号

(平成10年4月24日環境庁告示第23号一部改正)

(平成11年2月22日環境庁告示第16号一部改正)

(平成20年4月1日環境省告示第41号一部改正)

(平成21年11月30日環境省告示第79号一部改正)

(平成23年10月27日環境省告示第95号一部改正)

(平成24年5月23日環境省告示第85号一部改正)

(平成26年3月20日環境省告示第40号一部改正)

(平成26年11月17日環境省告示第127号一部改正)

(平成28年3月29日環境省告示第31号一部改正)

(平成31年3月20日環境省告示第54号一部改正)

(令和2年3月30日環境省告示第35号一部改正)

(令和3年10月7日環境省告示第63号一部改正)

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）。

第4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2, 55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102 の 38.1.2 (規格K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法, 規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法, 規格K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格K0102 の 65.2 (規格K0102 の 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) - 規格K0102 の 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 - 規格K0102 の 65.2.3, 65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合(規格K0102 の 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が、70～120%であることを確認すること。 - 規格K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2 に定めるところによるほか、規格K0170—7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L 以下	規格K0102 の 61.2, 61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法, トランス体にあつては、規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格K0102 の 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格K0102 の 34.1 (規格K0102 の 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102 の 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格K0102 の 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格K0102 の 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法
備 考		
- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 - 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

(参考)

地下水の人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値 (25 項目)

(令和 2 年 5 月 28 日付け環境省水・大気環境局長通知)

項 目 名	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定) ※

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。